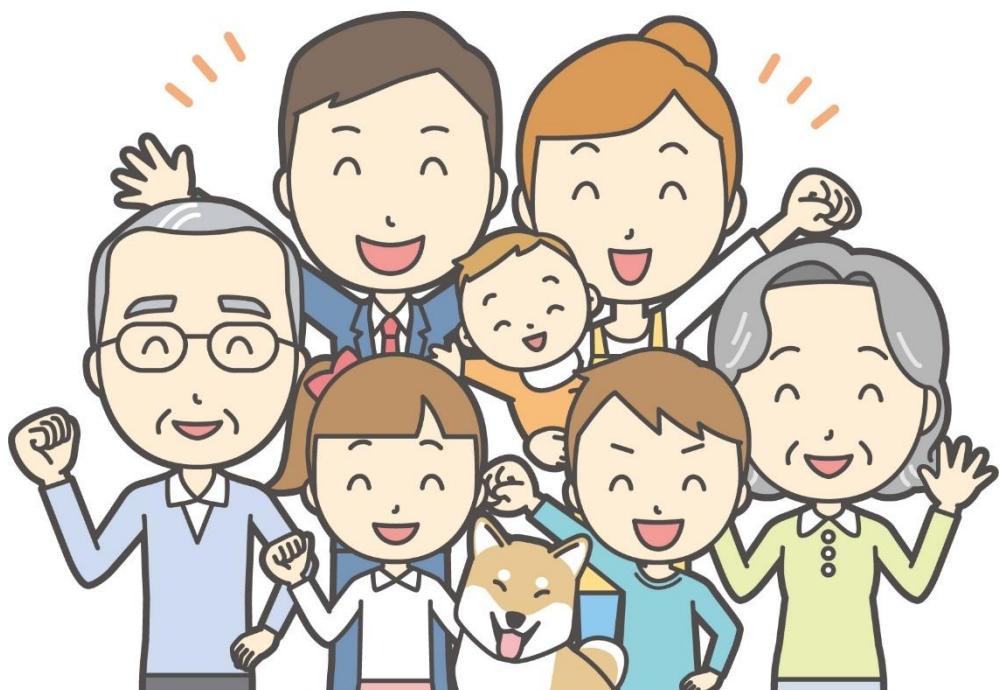


第4期

茨城町地域福祉計画・地域福祉活動計画

しあわせ はぐくむ ふくしのまち いばらき

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

茨城町・社会福祉法人 茨城町社会福祉協議会

はじめに

私たちの地域社会は、少子高齢化の進行や生活様式の多様化により、福祉の役割がこれまで以上に重要になっていきます。特にコロナ禍を経て、社会環境が大きく変化する中で、孤独・孤立や生活困窮といった課題がより顕在化し、地域のつながりや支え合いの大切さが改めて認識されるようになりました。



こうした状況を踏まえ、令和2年3月に策定した第3期計画が計画期間の5年を終えることから、新たに「茨城町第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。本計画は令和11年度までの5年間を計画期間とし、「しあわせ はぐくむ ふくしのまち いばらき」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組みについて定めたものであります。

この計画では、地域における支え合いの仕組みをより一層強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指しています。そのために、地域住民の皆様をはじめ、社会福祉法人、社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPO・ボランティア団体など、多様な主体が連携しながら、福祉の充実に向けて取り組んでまいります。

最後になりますが、この計画の策定にご協力いただいた策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様に、心からの感謝を申し上げます。今後も、より良い地域福祉の実現に向けて、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

茨城町長 小林 宣夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	3
2 地域福祉と「自助・共助・公助」	4
3 計画の位置づけと計画の期間	5
4 計画の策定体制	8
5 地域福祉を取り巻く社会動向	9
第2章 茨城町の現状	
1 人口動態等の状況	13
2 関係団体等の状況	17
3 アンケートにみる地域の住民意識と福祉的課題	21
4 第3期計画の施策の進捗状況	37
5 茨城町の現況からみえる課題	41
第3章 計画の基本理念と基本目標	
1 計画が目指すまちの姿	45
2 基本理念	46
3 基本目標	46
4 施策の体系	47
第4章 施策の展開	
基本目標1 未来を支える「仕組みづくり」	51
基本目標2 未来を担う「人づくり」	59
基本目標3 未来を紡ぐ「安心づくり」	68
第5章 茨城町成年後見制度利用促進基本計画	
1 計画策定の趣旨	77
2 現状と課題	78
3 基本的な考え方と取り組みの方向性	79
第6章 茨城町再犯防止推進計画	
1 計画策定の趣旨	85
2 現状と課題	85
3 基本的な考え方と取り組みの方向性	86
第7章 計画の推進に向けて	
1 協働による計画の推進	89
2 計画の進行管理	90
資料編	
1 計画策定の経過	93
2 茨城町地域福祉計画策定委員会設置要綱	94
3 茨城町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿	95

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識が高まっています。

地域においては、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなどにより支え合いの機能は低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1つの世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

国では、これまで高齢者や障がい者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取組を充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「我が事」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

本町では、令和2年3月に「茨城町第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下「第3期計画」という。)を策定し、「しあわせ 育む 福祉のまち いばらき」を基本理念に位置づけ、町の福祉の向上に取り組んでいます。策定以降、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、さらには新型コロナウイルス感染症の流行など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、本町では第3期計画が令和6年度をもって計画期間を終了することから、国の動向や本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「茨城町第4期地域福祉計画・茨城町地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。)を策定し、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、町民、事業所、関係機関などと協力しながら、地域福祉の推進を図ります。

2 地域福祉と「自助・共助・公助」

(1) 地域福祉とは

一般に「福祉」と言うと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など対象ごとに分けられたものを見い浮かべる人が多いかもしれません、その理由は、これまで、それぞれの分野ごとの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたためです。

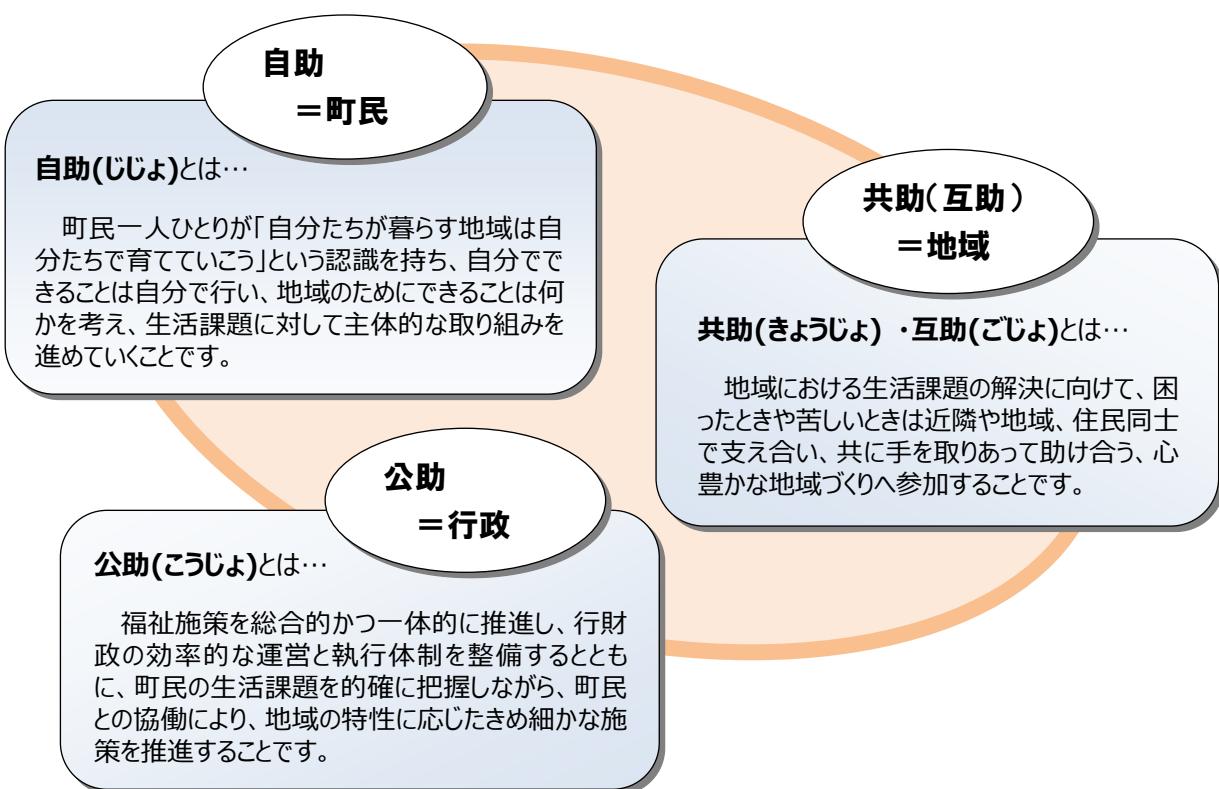
近年、社会情勢や地域社会の変化に伴い、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しており、従来の対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、民間のサービス提供主体との連携を図りながら総合的にサービスを提供することが求められています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にしながら、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民や行政が相互に協力する仕組みを作ることです。制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

(2) 「自助・共助・公助」の考え方

地域福祉を進めるときに重要なのが、「自助」「共助(互助)」「公助」の考え方です。様々な生活課題について住民一人ひとりの努力「自助」、住民同士の相互扶助「共助(互助)」、公的な制度「公助」の連携によって、お互いの力を合わせることで地域福祉を推進していくことが重要です。

また、近年の多様化・複雑化する地域におけるニーズには、住民の助け合いによる「共助」は地域福祉の非常に重要なポイントであり、住民やボランティア、NPO等が自主的な活動を行うことが求められています。



3 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の法的根拠

町民と福祉関係の事業者・団体、行政が力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」であり、その仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。

地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」に規定されています。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法106条の5に規定されている重層的支援体制整備事業実施計画によって、その具体的な手法を構築します。

なお、権利擁護に関しては、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)第14条に規定された成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村成年後見制度利用促進基本計画」という。)として策定します。また、再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項を法的根拠として策定します。

○社会福祉法<第107条>より抜粋(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○社会福祉法<第106条の3>より抜粋(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

○社会福祉法<第106条の5>より抜粋(重層的支援体制整備事業実施計画)

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律<第14条>(市町村成年後見制度利用促進基本計画)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○再犯防止推進法<第8条第1項> (地方再犯防止推進計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉に関しては、社会福祉法第109条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会を中心となって策定する「地域福祉活動計画」があります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

本町においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができます。

○社会福祉法<第109条>より抜粋(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

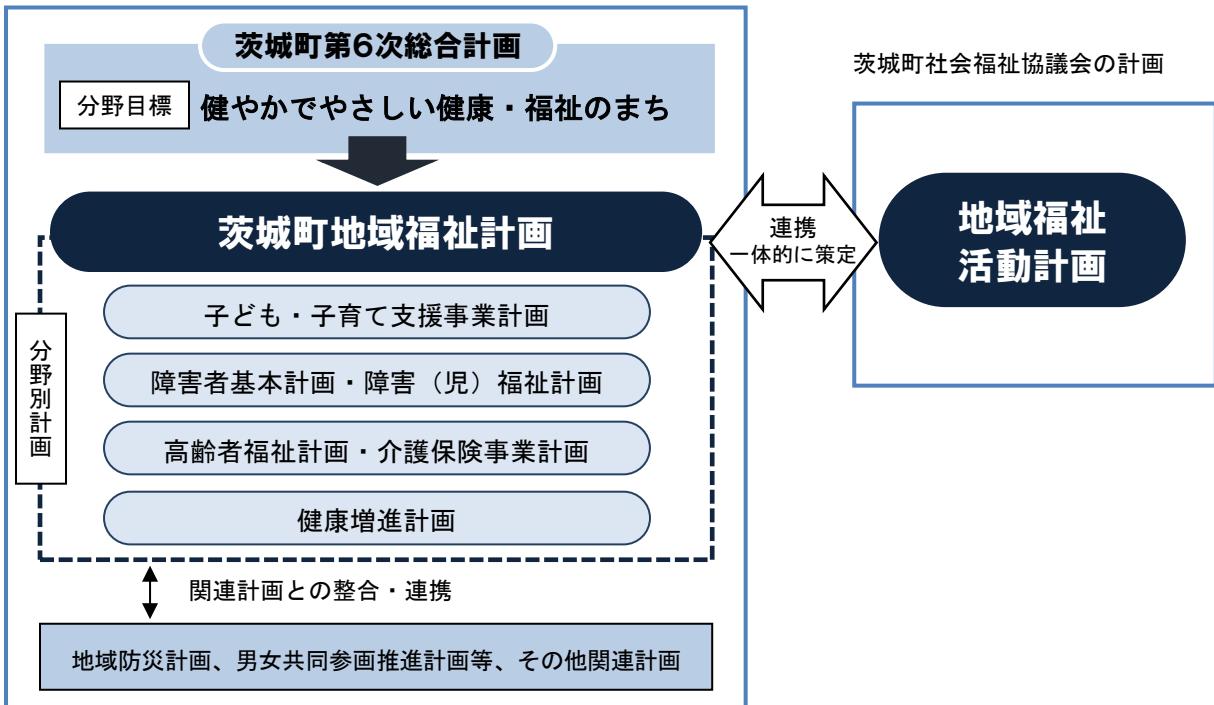
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3)他の計画との関連

本計画は、本町の「茨城町第6次総合計画」を上位計画とし、保健・福祉に関する他の分野別計画を横断的につなげ、その他の関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、町民と多くの関係機関との協働により、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための、地域福祉推進の指針として位置づけます。

○茨城町地域福祉計画、地域福祉活動計画の位置づけ

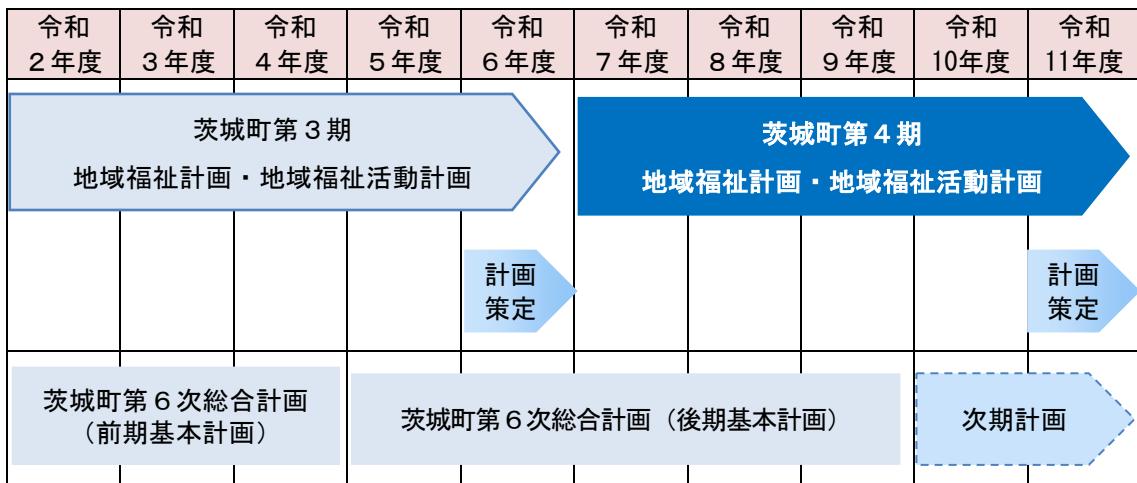
茨城町の計画



(4)計画の期間

新たな計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

○計画策定委員会

地域福祉計画に関する事項を幅広く審議するため、福祉関係者や学識経験者、住民の代表等で構成する「茨城町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。

○アンケート調査

地域福祉に関する実態や町民の意識を把握するため、令和6年7月に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

●調査の実施概要

対象者	実施方法	実施時期	配布数	回収数【率】
18歳以上の町民	郵送による 配布回収	令和6年7月	2,000件	907件 【45.4%】

○パブリックコメント

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和7年2月にパブリックコメントを実施しました。

5 地域福祉を取り巻く社会動向

(1) 国の動向

年	法律・政策	主な内容
平成28年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。
平成30年	「社会福祉法」改正	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
令和2年	「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。
令和3年	厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。
令和5年	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めている。
	「第二次再犯防止推進計画」策定	国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進するために策定。
令和6年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務として認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされた。
	「孤独・孤立対策推進法」施行	総合的な孤独・孤立対策を推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定された。

○地域共生社会のイメージ図



資料:厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

(2)持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。



第2章

茨城町の現状

第2章 茨城町の現状

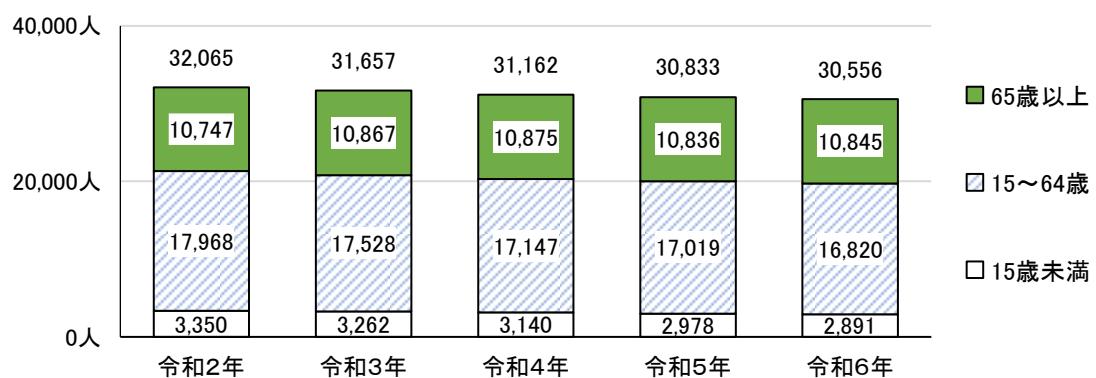
1 人口動態等の状況

(1) 総人口等の推移

総人口は、令和2年から令和6年にかけて減少傾向で推移し、令和6年10月1日現在の総人口は30,556人で、令和2年から1,509人減少しています。

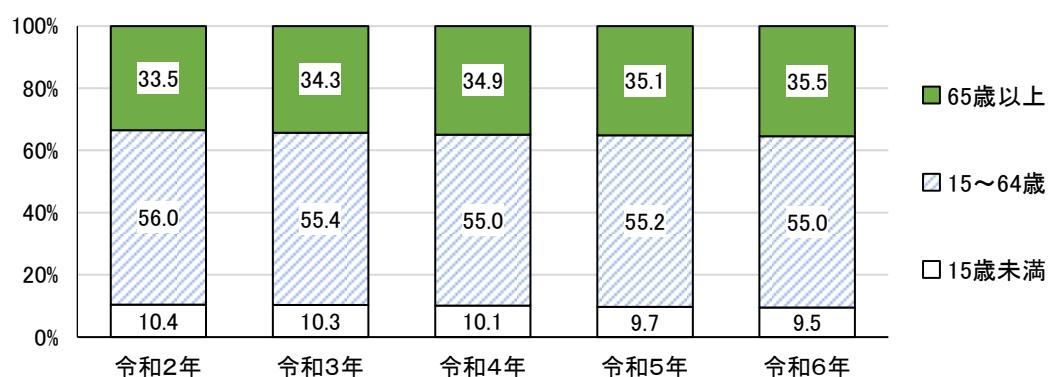
また、年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少する一方で、高齢者人口(65歳以上)は増加しています。令和6年の高齢化率は35.5%で、令和2年に比べ2.0ポイントの増加となっています。

■総人口の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日)

■年齢3区分別人口割合の推移

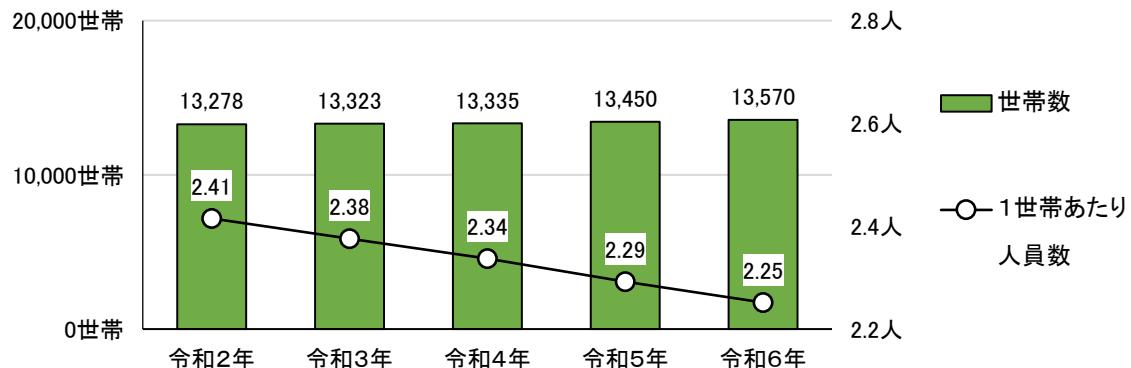


資料:住民基本台帳(各年10月1日)

(2)世帯の状況

本町の総世帯数を見ると、令和2年から令和6年にかけて292世帯増加しています。一方で、1世帯あたりの人員は0.16人減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

■総世帯数と1世帯あたりの人員の推移

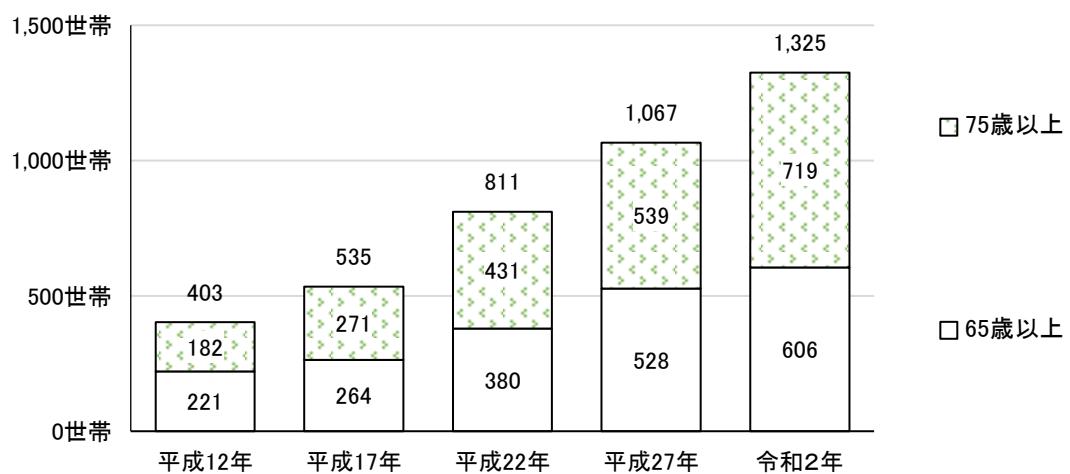


資料:住民基本台帳(各年10月1日)

(3)高齢者単身世帯の状況

65歳以上の高齢者単身世帯は増加しており、令和2年は1,325世帯と平成12年に比べ3倍となっています。また、令和2年をみると、65歳以上の高齢者単身世帯のうち、後期高齢者(75歳以上)の単身世帯は半数を占め、54.3%となっています。

■65歳以上高齢者単身世帯



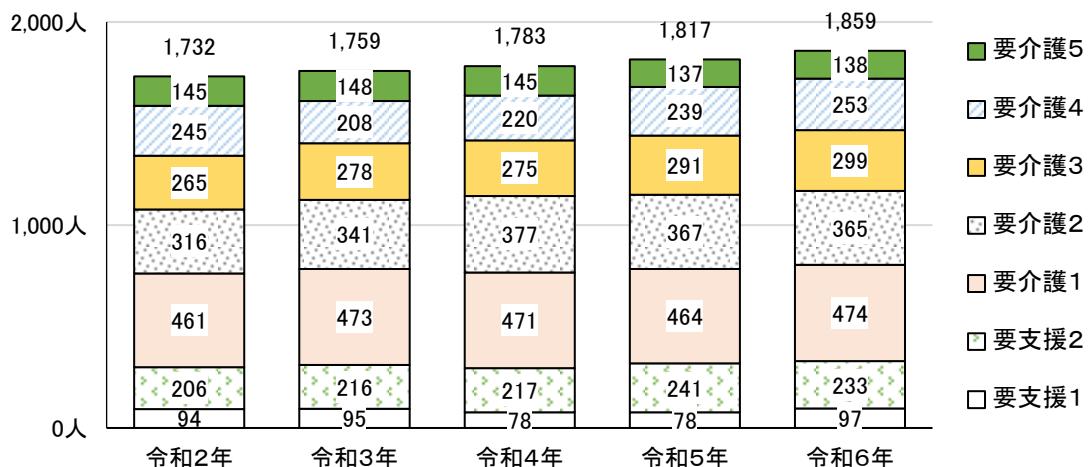
資料:国勢調査(各年10月1日)

(4)要支援・要介護認定者数の推移

要介護等認定者の状況をみると、令和2年から令和6年にかけて認定者総数は増加傾向にあり、令和6年9月末現在1,859人となっています。

令和6年の認定者を認定区分別にみると、最重度以上(要介護4及び5)の人数は391人で、認定者総数の2割を占めています。また、在宅での介護サービス利用が主となる要介護1から要介護2までの人数は839人で、認定者総数の4割となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移



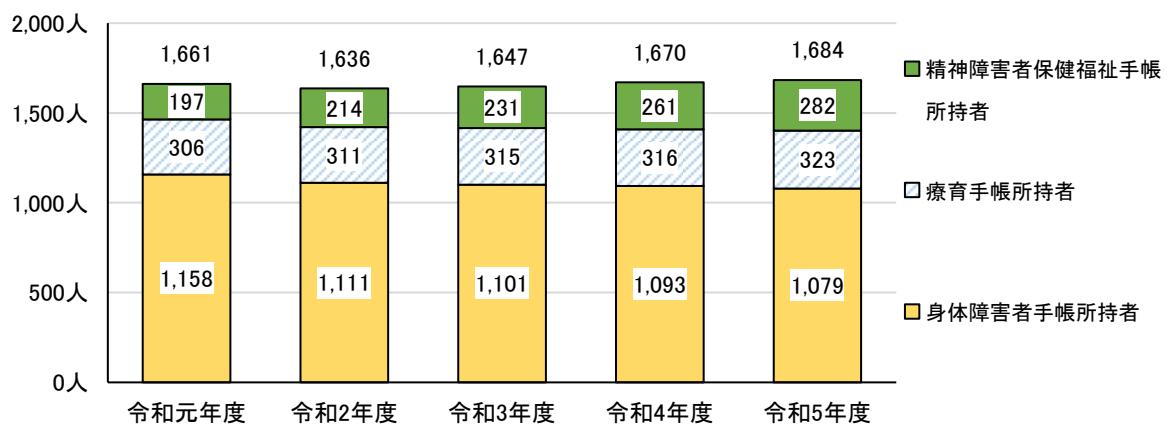
資料：介護保険事業報告(各年9月末)

(5)障害者手帳所持者数等の推移

障害者手帳所持者の状況をみると、身体障害者手帳は減少傾向、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、いずれも増加傾向にあります。

令和5年度の障がいの区分別では、身体障害者手帳所持者が1,079人、療育手帳所持者が323人、精神障害者保健福祉手帳所持者が282人であり、精神障害者手帳所持者数が占める割合が約16.7%と年々増加しています。

■障害者手帳所持者数等の推移

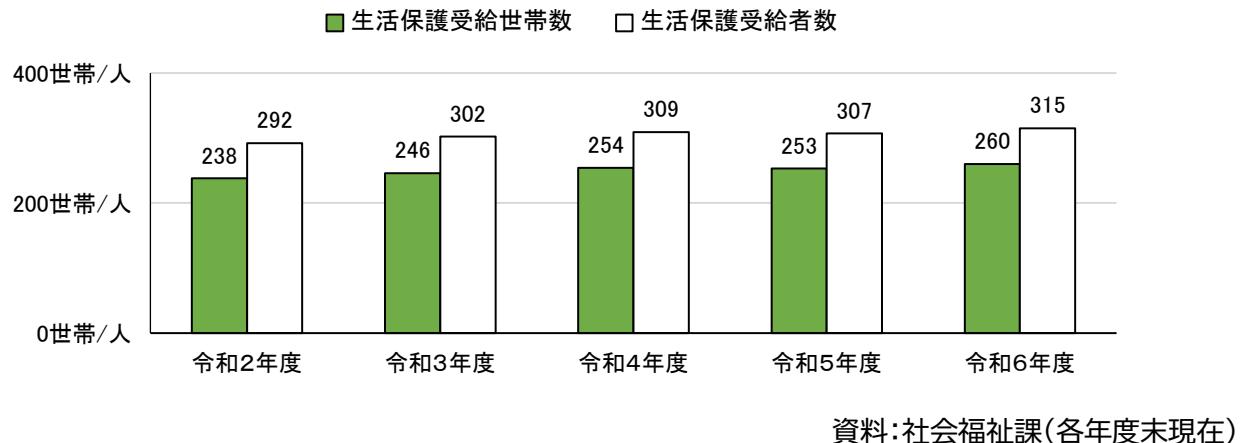


資料：社会福祉課(各年度末現在)

(6)生活保護受給世帯数等の推移

生活保護受給世帯数、受給人数とも年々増加しており、令和6年度の生活保護受給世帯数は260世帯、生活保護受給者数は315人となっています。

■生活保護受給世帯数等の推移



2 関係団体等の状況

(1)社会福祉協議会

茨城町社会福祉協議会は、昭和47年に社会福祉法人として認可され、地域が抱える様々な福祉課題を解決する地域福祉の推進役として中心的な役割を果たすため、地域の特色を生かしながら、子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を積極的に推進しています。

設立許可	昭和47年6月20日
役員構成	理事:10人 監事: 2人 評議員:14人
会員数 (令和5年度)	特別会員:4人 一般会員:7,572人

社会福祉協議会のシンボルマーク



◆主な財源

社会福祉協議会は民間組織の自主性と、広く町民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を持つ団体です。

したがって、社会福祉協議会で実施する福祉サービスや各種事業は、町民の皆様からの会費や寄附金、共同募金の配分金、町の補助金などで実施されています。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けたボランティアです。社会福祉の増進のために、常に町民の立場に立って、援助を必要とする方々に対し、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

また、民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねており、地域の子どもや妊産婦等の福祉等の向上のため必要な相談・援助を行っています。

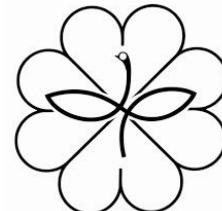
民生委員・児童委員には、一定の地区を担当する民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

◆地区担当民生委員・児童委員の活動

- ・住民の生活状態を把握
- ・援助を必要とする方に対する相談、助言
- ・福祉サービスを利用する方への支援
- ・社会福祉を目的とする事業を経営する者や福祉活動を行う者との連携とその活動の支援
- ・生活福祉資金の貸付制度に対する協力
- ・児童の健全育成のための地域活動
- ・児童虐待への取組
- ・関係機関への意見具申
- ・保護の必要な児童等を発見した場合の連絡通報

民生委員・児童委員数	
地区担当(人)	58
主任児童委員(人)	4
合計(人)	62
地区民生委員・児童委員協議会数(団体)	1

民生委員・児童委員のシンボルマーク



(3)高年者クラブ連合会

高年者クラブ連合会では、趣味・文化活動のほか、健康増進活動やボランティア活動など、多彩な奉仕活動が活発に取り組まれています。また、より多くの人が参加できるよう、グラウンドゴルフなど軽スポーツの活動にも力を入れています。さらに、カラオケの全体発表会と輪投げ大会を年2回行い、健康増進とクラブ内での交流を図っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高年者クラブ数(団体)	52	49	46	44	44
加入者数(人)	2,522	2,342	2,156	1,900	1,807

(4)子ども会育成連合会

子ども会育成連合会は、地域の育成者が力を合わせて子ども会活動を援助するための組織です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位子ども会数(団体)	67	61	57	53	43
子ども会育成連合会の会員数(人)	2,583	2,085	2,089	1,716	1,224

(5)シルバーハンズセンター

高齢者がこれまで長い年月にわたって培われた豊富な経験や高い能力を生かして、植木の手入れ、除草・草刈り、ふすま・障子・網戸張替、清掃等幅広い分野で技術を発揮する場を提供しています。

また、個人家庭での家事援助など、住民の要望に対応したきめ細かいサービスを実施しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人)	159	172	173	177	174

(6)ボランティア

ボランティア活動は、町内の地域福祉活動を支える重要な担い手となっており、社会福祉協議会においてボランティアセンター事業を実施しています。

ボランティア登録数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体(団体)	22	23	25	24	17
登録者数(人)	710	725	773	644	336

(7)介護、健康づくりなどの主な地域の担い手

①茨城町食生活改善推進協議会

子どもから高齢者まで幅広い世代の住民を対象に、食育、健康食、生活習慣病予防、介護予防等をテーマとした健康教室や広報活動を行っています。

②茨城町シルバーリハビリ体操指導士会

高齢者を対象にシルバーリハビリ体操の普及と閉じこもり防止、認知症予防など介護予防を目的とした活動を行っています。

③茨城町ウォーキングの会

会員自らウォーキングをはじめとする健康づくりに取り組むとともに、町民を対象としたウォーキング教室を行っています。

3 アンケートにみる地域の住民意識と福祉的課題

この調査は、本計画の策定にあたり、地域における住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考とするために実施しました。

■調査の対象

調査対象者は、町内在住の18歳以上の方の中から無作為に2,000人を抽出しました。

■配布の方法・調査時期

郵送による配布・回収

令和6年7月～8月

■配布・回収の結果

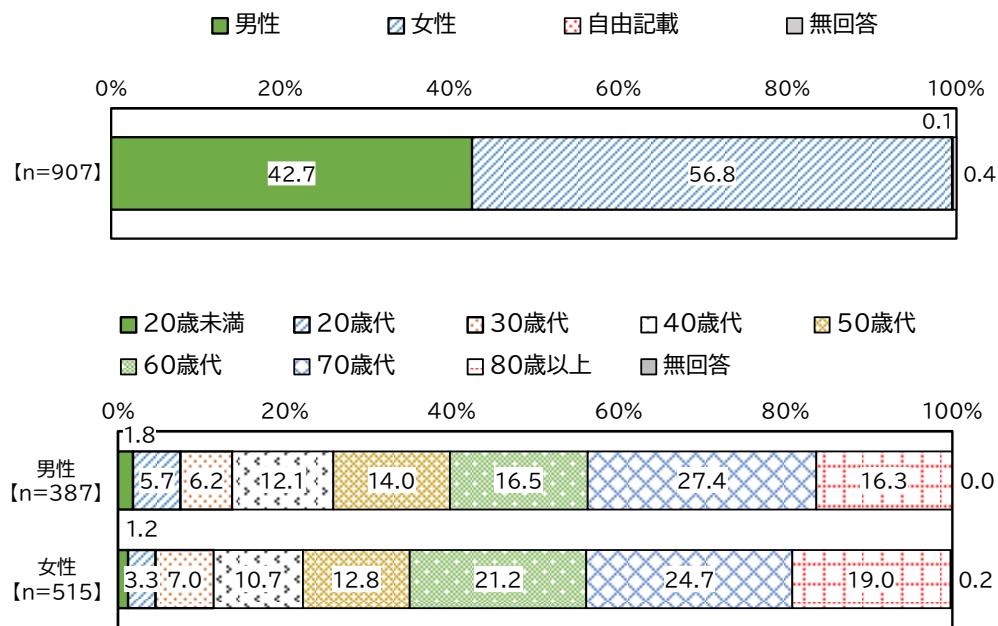
対象者	配布数	回収数	回収率
町民	2,000件	907件	45.4%

年齢	配布数	回収数	回収率
10代	64件	13件	20.3%
20代	191件	39件	20.4%
30代	186件	60件	32.3%
40代	284件	103件	36.3%
50代	310件	121件	39.0%
60代	305件	173件	56.7%
70代	389件	234件	60.2%
80歳以上	271件	163件	60.1%
年齢不詳	－	1件	－

※調査結果について

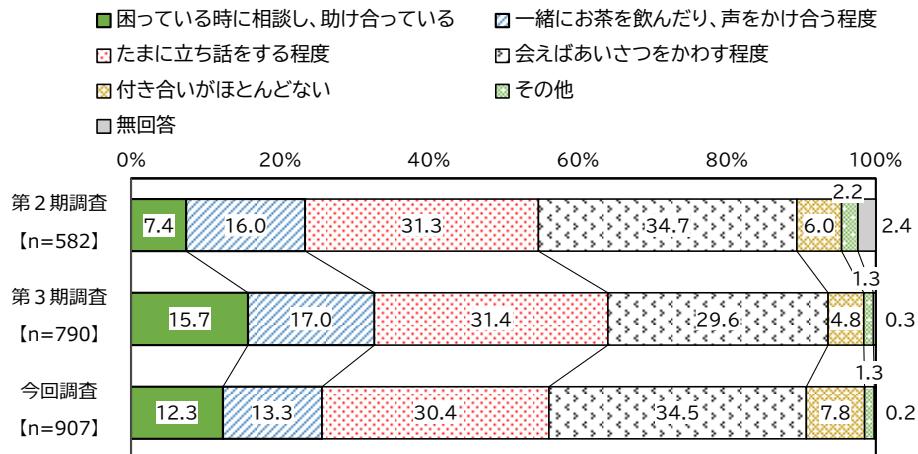
- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

■回答者の属性(性別及び年齢)

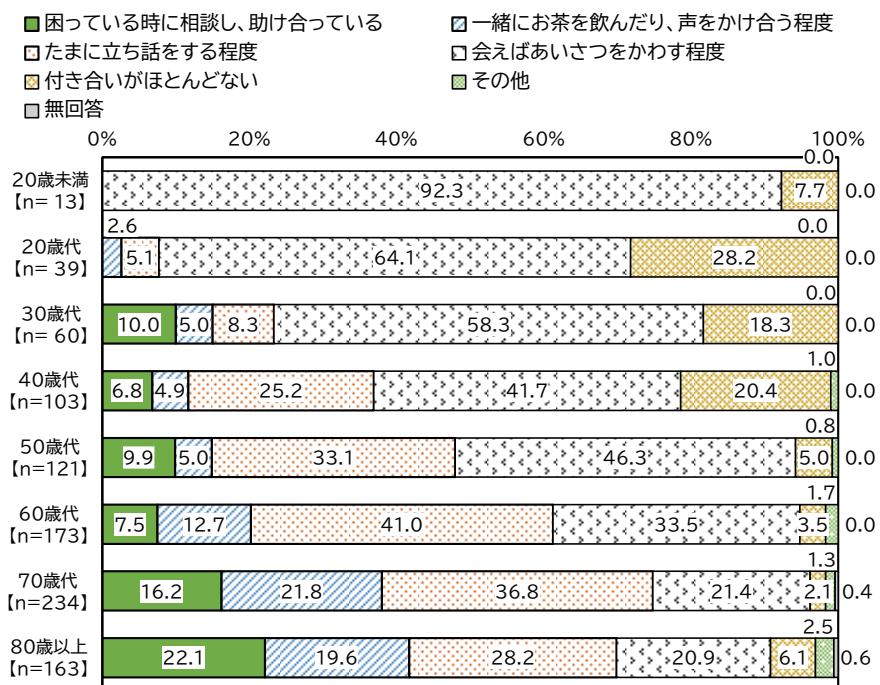


(1)近所の方との付き合い方

Q:あなたは、近所の方とどのようなお付き合いをしていますか。【○は1つ】



▶年代別クロス集計



○近所付き合いの程度については、「会えばあいさつをかわす程度」が34.5%で最も多く、次いで、「たまに立ち話をする程度」が30.4%、「一緒にお茶を飲んだり、声をかけ合う程度」が13.3%、「困っている時に(病気、悩み、事故など)相談し、助け合っている」が12.3%となっています。

また、「付き合いがほとんどない」は7.8%となっています。

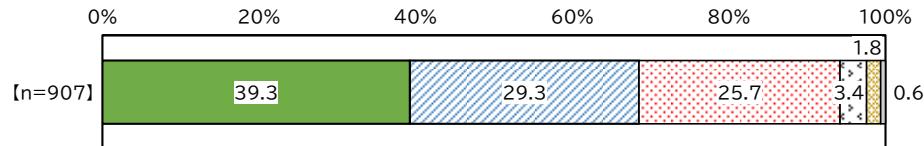
○第3期調査と比較すると、「困っている時に相談し、助け合っている」、「一緒にお茶を飲んだり、声をかけ合う程度」、「たまに立ち話をする程度」は減少し、「会えばあいさつをかわす程度」、「付き合いがほとんどない」と回答した割合が増加しています。

○年代別にみると、「困っている時に相談し、助け合っている」あるいは「一緒にお茶を飲んだり、声をかけ合う程度」は、年齢が上がるにつれて高くなる傾向がみられます。一方、「会えばあいさつをかわす程度」は、年齢が上がるにつれておおむね低くなる傾向がみられます。

また、「付き合いがほとんどない」は、20歳代が28.2%と最も高くなっています。

Q: あなたは、普段の近所付き合いをどう感じていますか。【○は1つ】

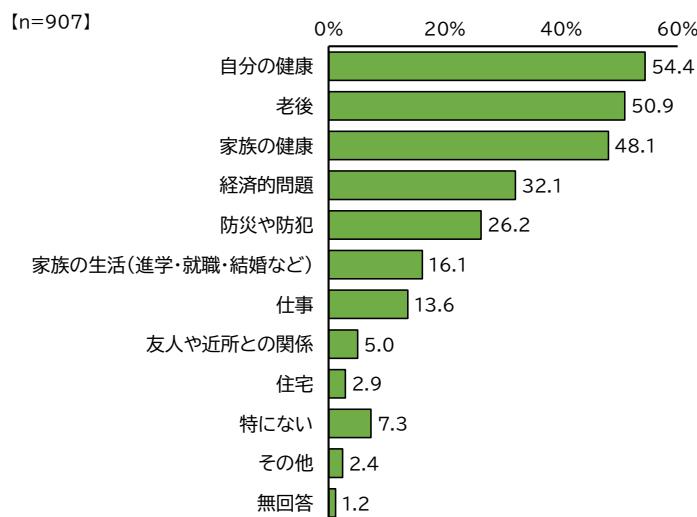
■助け合って生きていく上で大切だと思う	□情報を交換する程度は必要だと思う
□あいさつ程度はするが、深くかかわりたくない	□わざわざないので、近所付き合いはしたくない
□その他	□無回答



○普段の近所付き合いについては、「助け合って生きていく上で大切だと思う」が39.3%で最も多く、次いで、「情報を交換する程度は必要だと思う」が29.3%、「あいさつ程度はするが、深くかかわりたくない」が25.7%、「わざわざないので、近所付き合いはしたくない」が3.4%となっています。

(2)現在の不安や悩みや相談相手

Q: あなたが自分自身のことで現在不安に思っていることは何ですか。【○はあてはまるものすべて】



▶年齢別クロス集計

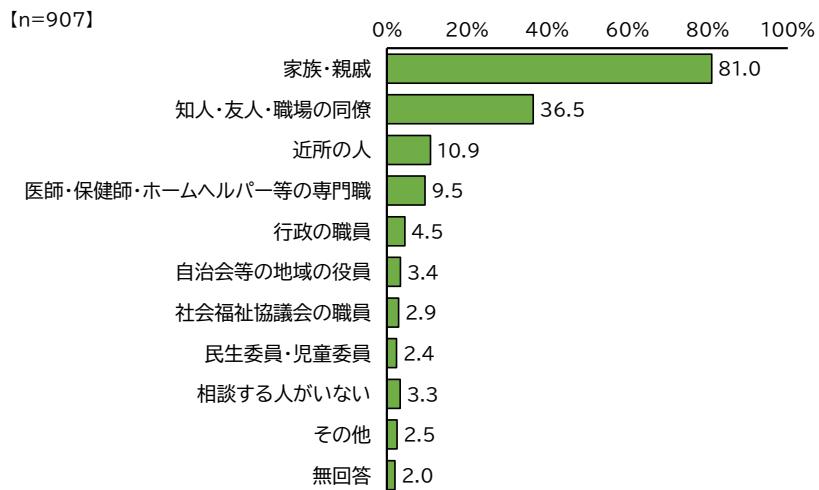
	合計 (人)	自分の 健康	家族の 健康	老後	住宅	仕事	経済的 問題	友人や近所 との関係	防災や防犯	家族の生活 (進学・就職・ 結婚など)	特になし	その他	無回答
20歳未満	13	46.2	38.5	15.4	7.7	30.8	7.7	0.0	30.8	15.4	38.5	7.7	0.0
20歳代	39	23.1	33.3	28.2	2.6	33.3	35.9	5.1	23.1	28.2	20.5	5.1	0.0
30歳代	60	36.7	43.3	55.0	1.7	40.0	65.0	3.3	26.7	36.7	6.7	0.0	0.0
40歳代	103	47.6	48.5	58.3	4.9	27.2	55.3	2.9	28.2	39.8	6.8	1.0	0.0
50歳代	121	53.7	44.6	67.8	5.0	19.0	37.2	5.8	28.1	16.5	5.8	5.0	1.7
60歳代	173	52.0	45.7	56.1	4.0	10.4	26.6	4.6	33.5	15.0	4.6	3.5	1.2
70歳代	234	60.7	58.1	50.4	1.7	4.3	28.2	6.0	23.5	7.3	7.7	0.4	0.4
80歳以上	163	66.9	44.2	35.6	0.6	1.8	14.1	5.5	20.2	3.7	5.5	3.1	3.7

○自分自身のことで現在不安に思っていることは、「自分の健康」、「老後」、「家族の健康」が多くあげられています。

○年代別にみると、上位の回答の構成はおおむね共通している中、30歳代では「経済的問題」、40歳代、50歳代、60歳代では「老後」、70歳代以上では「自分の健康」が特に多くなっているなど年代によって違いがみられます。

Q: あなたが日頃、生活の困りごとについて相談する相手はどなたですか。

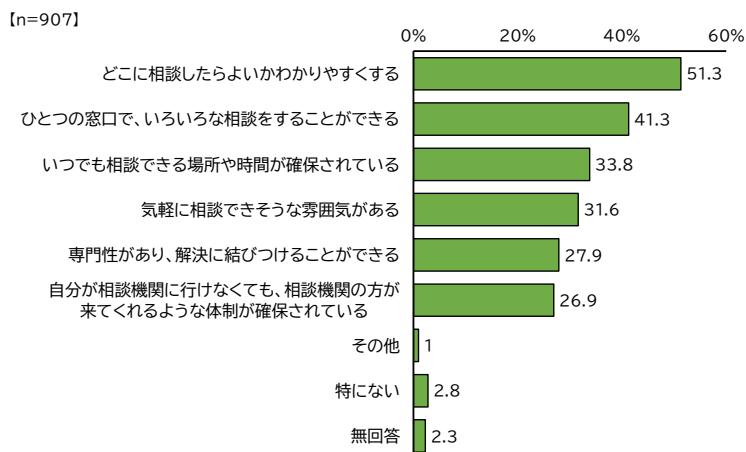
【○はあてはまるものすべて】



○生活の困りごとで相談する相手については、「家族・親戚」が81.0%で最も多くなっています。次いで、「知人・友人・職場の同僚」が36.5%、「近所の人」が10.9%、「医師・保健師・ホームヘルパー等の専門職」が9.5%、「行政の職員」が4.5%の順となっています。

Q: 今後、様々な福祉の相談をすることになったとき、相談機関にはどんなことを求めますか。

【あてはまるものすべてに○】



○今後、福祉の相談をすることになったとき、相談機関にどんなことを求めるかを尋ねたところ、「どこに相談したらよいかわかりやすくする」が51.3%で最も多く、次いで、「ひとつの窓口で、いろいろな相談をできる」という回答が41.3%、「いつでも相談できる場所や時間が確保されている」が33.8%、「気軽に相談できそうな雰囲気がある」が31.6%、「専門性があり、解決に結びつけることができる」が27.9%となっています。

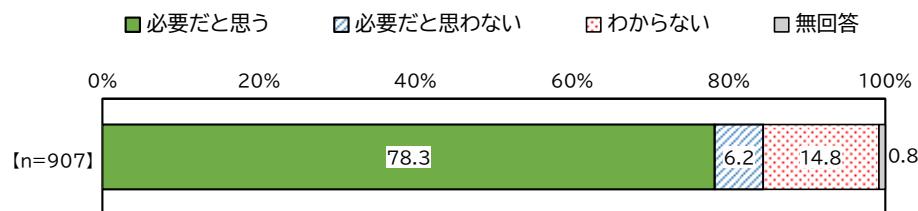
○人口構造や社会環境の変化、近隣関係の希薄化などを背景に、抱えている困難や課題が複雑化・複合化する中、包括的な支援体制の整備が重要となっています。

○相談窓口・機関の周知や気軽に相談しやすい体制・環境づくりを通じて、一人ひとりが抱えている困難や課題の実態把握に努めるとともに、多職種が連携し、包括的な支援につなげるための体制強化を図っていくことが必要です。

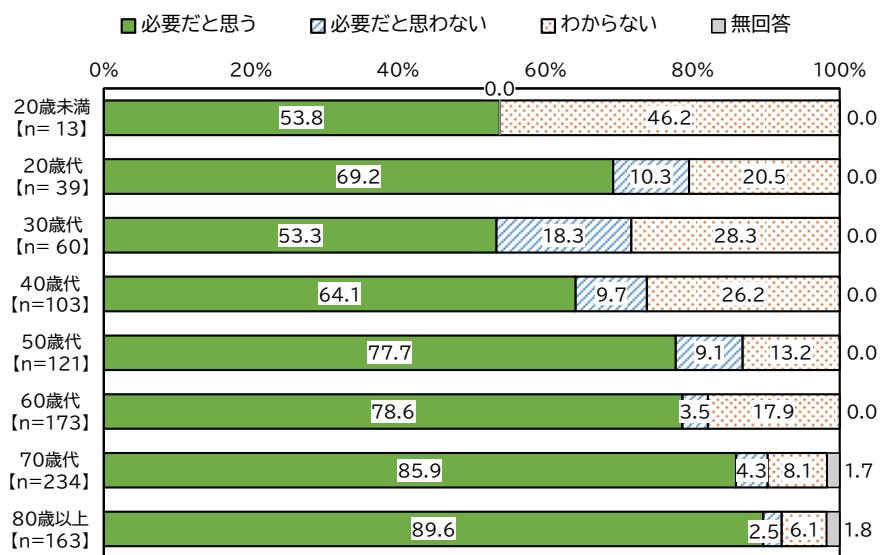
(3)住民同士の支え合いについて

Q: あなたは、地域の中での問題に対して、住民同士の協力が必要だと思いますか。

【○は1つ】



▶年代別クロス集計

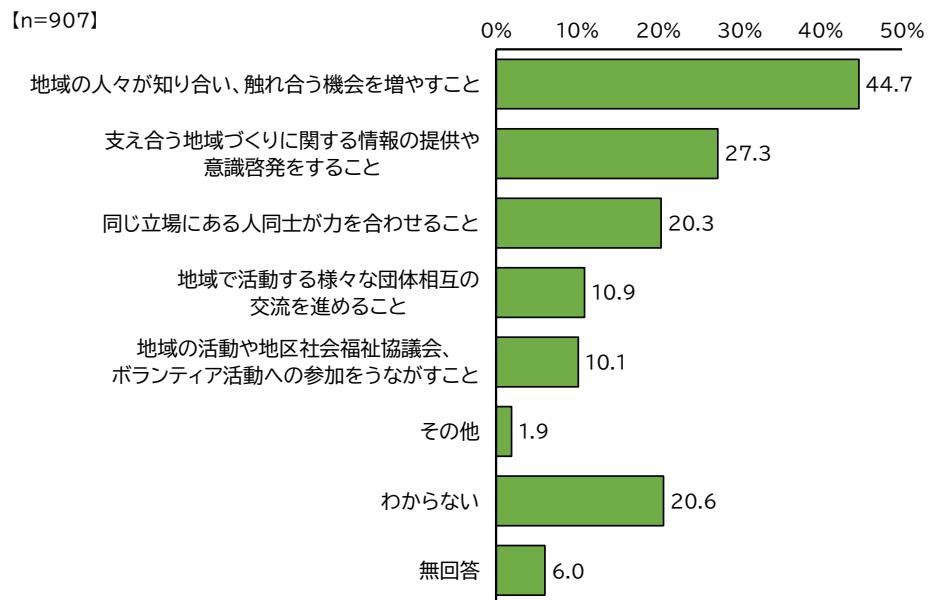


○地域の中での問題に対する住民同士の協力については、「必要だと思う」が78.3%、「必要だと思わない」が6.2%、「わからない」が14.8%となっています。

○年代別にみると、「必要だと思う」が最も多くなっている点で共通しており、特に80歳以上は89.6%と最も高くなっています。

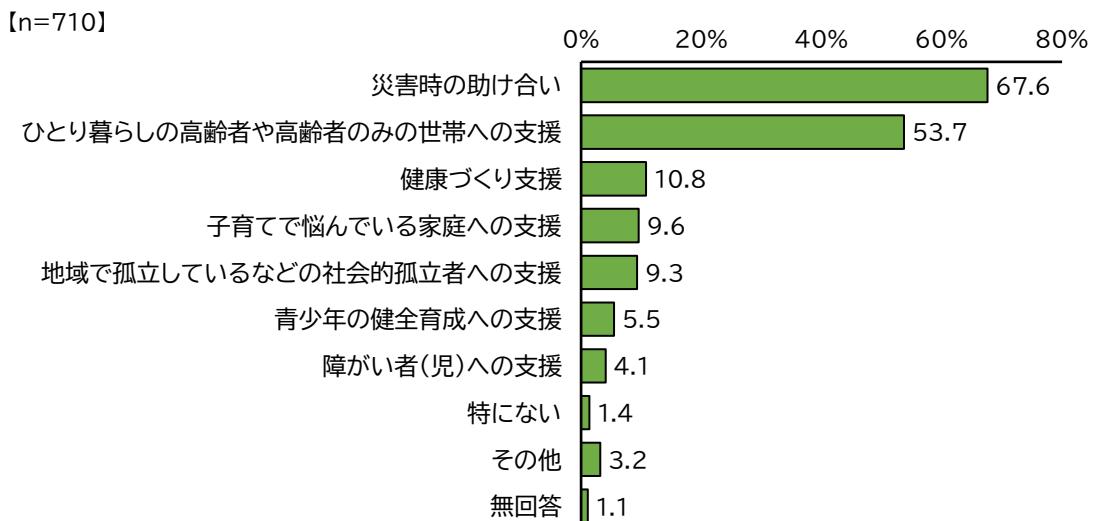
一方、「必要だと思わない」は、30歳代が18.3%と最も高くなっています。

Q:住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために、どのようなことを行う必要があると思いますか。【○はあてはまるものすべて】



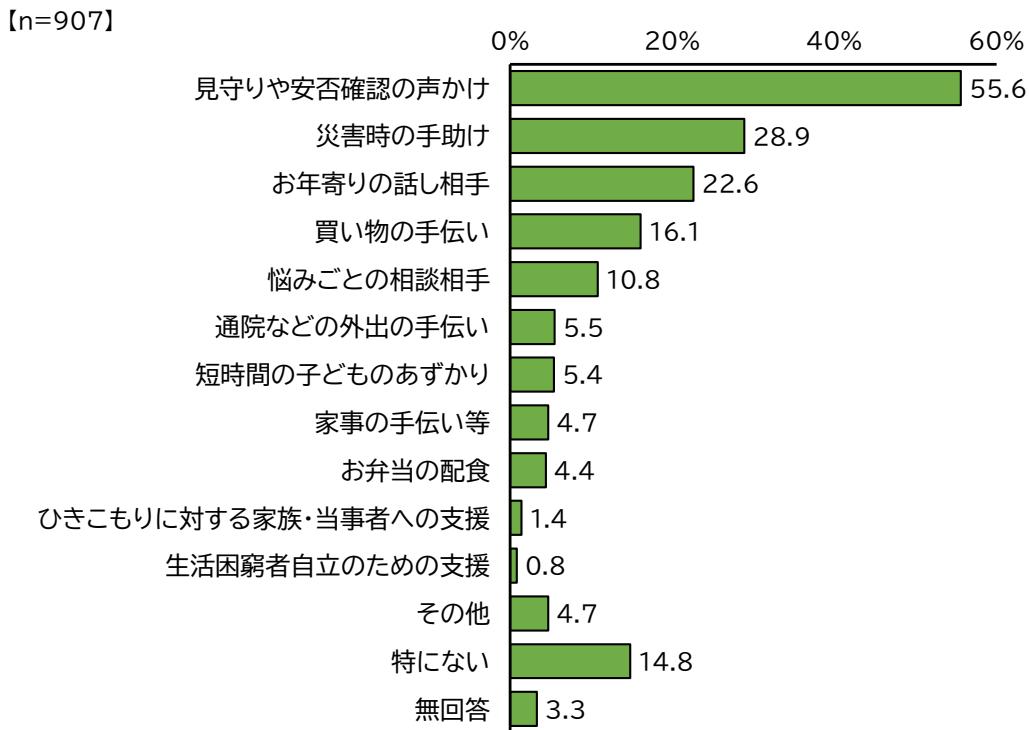
○住民同士が支え合う地域づくりのために必要なことを尋ねたところ、「地域の人々が知り合い、触れる機会を増やすこと」が44.7%で最も多く、次いで、「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が27.3%、「同じ立場にある人同士が力を合わせること」が20.3%となっています。

Q:地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題は、どのようなことだと思いますか。【○は2つまで】



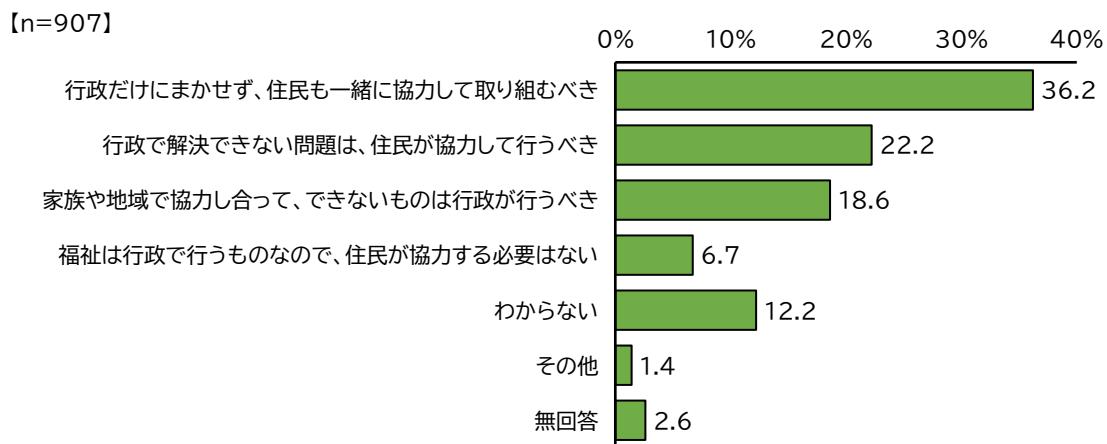
○地域の人たちが協力して取り組むことが必要な問題については、「災害時の助け合い」が67.6%で最も多く、次いで、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への支援」が53.7%、「健康づくり支援」が10.8%、「子育てで悩んでいる家庭への支援」が9.6%、「地域で孤立しているなどの社会的孤立者への支援」が9.3%となっています。

Q:隣近所に、障がいの方や介護、子育て等で困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか。【○はあてはまるものすべて】



○隣近所の困っている方に手助けできることを尋ねたところ、「見守りや安否確認の声かけ」が55.6%で最も多く、次いで、「災害時の手助け」が28.9%、「お年寄りの話し相手」が22.6%、「買い物の手伝い」が16.1%、「悩みごとの相談相手」が10.8%となっています。

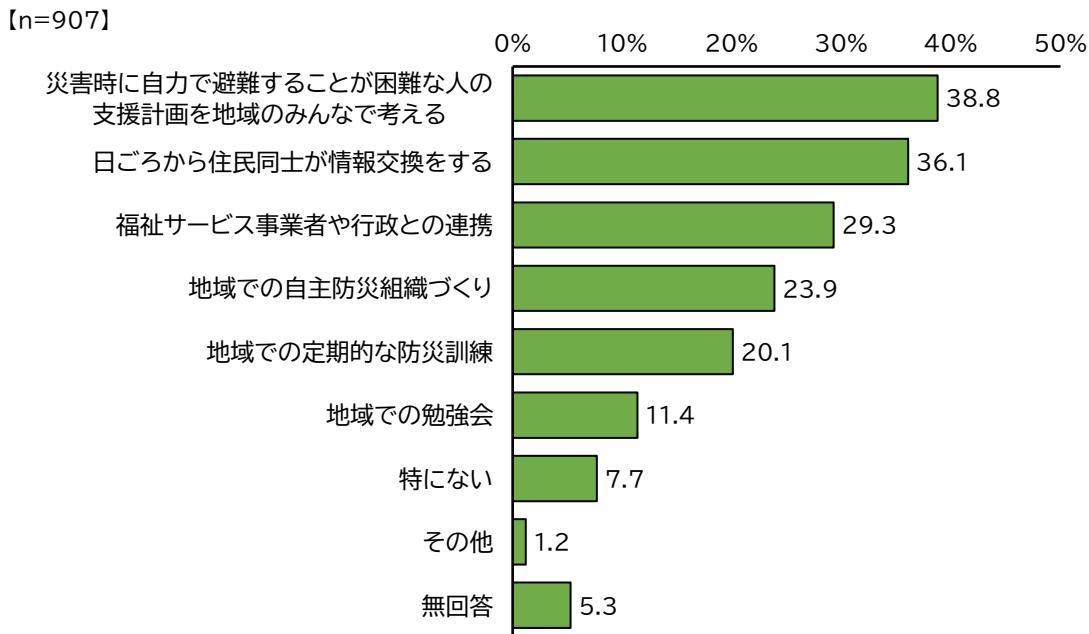
Q:福祉に関して、地域住民と行政の関係はどうあるべきだと思いますか。【○は1つ】



○福祉に関して、地域住民と行政の関係はどうあるべきだと思いますかを尋ねたところ、「行政だけにまかせず、住民も一緒に協力して取り組むべき」が36.2%で最も多く、次いで、「行政で解決できない問題は、住民が協力して行うべき」が22.2%、「家族や地域で協力し合って、できないものは行政が行うべき」が18.6%、「わからない」が12.2%、「福祉は行政で行うものなので、住民が協力する必要はない」が6.7%となっています。

Q:災害時に住民同士が協力し合うためには、どのようなことが必要だと思いますか。

【○は3つまで】

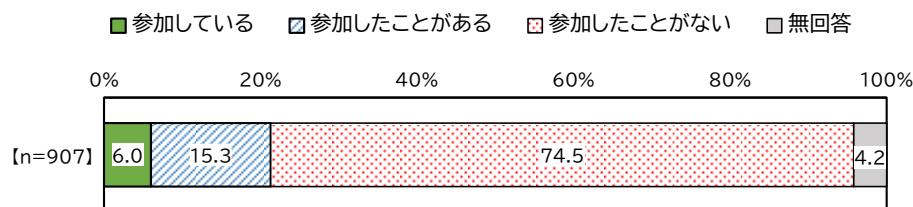


○災害時に住民同士が協力し合うために必要なことを尋ねたところ、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんなで考える」が38.8%で最も多く、次いで、「日ごろから住民同士が情報交換をする」が36.1%、「福祉サービス事業者や行政との連携」が29.3%、「地域での自主防災組織づくり」が23.9%、「地域での定期的な防災訓練」が20.1%となっています。

- 今後ますます高齢化が進み、地域福祉の推進にあたってはその担い手の確保が大きな課題であり、元気な高齢者をはじめ、より多くの町民が「支え手」となっていくことが不可欠です。
- 度重なる自然災害の経験から、災害時に地域住民の生命を守ることにおけるコミュニティの重要性が再認識されており、地域福祉の視点からも安全・安心の確保に向けた対策の強化が求められています。
- 地域における災害時の助け合い意識の醸成を図るとともに、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握しつつ、自身の生命を守ることを最優先としたうえで、具体的な協力体制を構築していく必要があります。

(4)ボランティア活動について

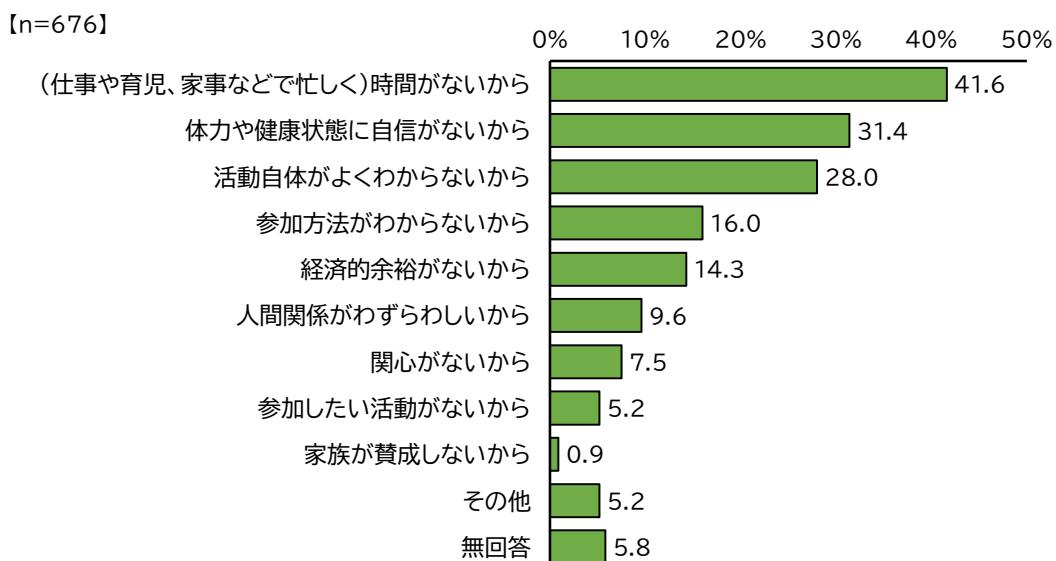
Q:あなたは現在、ボランティア活動に参加していますか。【○は1つ】



○現在、ボランティア活動に参加しているかを尋ねたところ、「参加している」(6.0%)と「参加したことがある」(15.3%)と合わせると、ボランティア活動への参加経験がある人は21.3%となっています。一方、「参加したことがない」は74.5%となっています。

Q:あなたが、ボランティア活動に参加したことがない理由は何ですか。

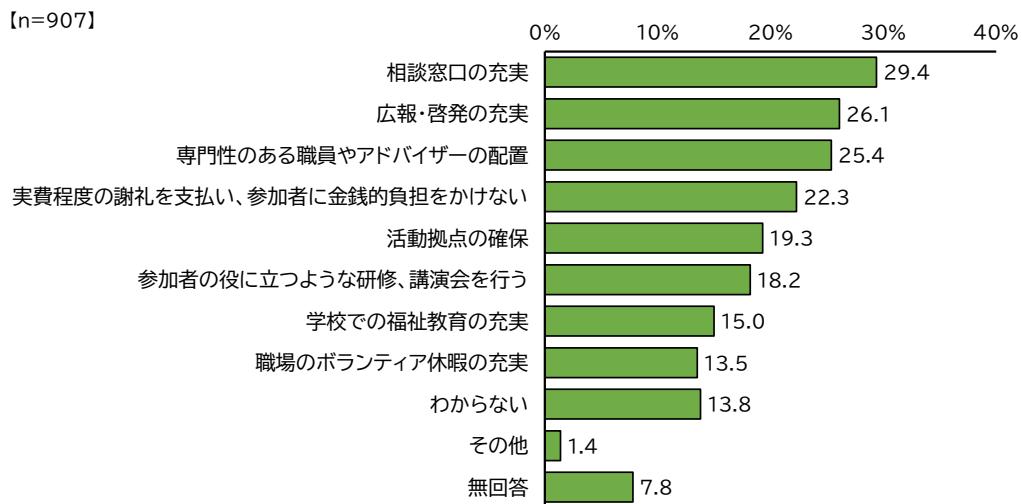
【○はあてはまるものすべて】



○ボランティア活動に「参加したことがない」と回答した676人に参加しない理由を尋ねたところ、「(仕事や育児、家事などで忙しく)時間がないから」が41.6%で最も多く、次いで、「体力や健康状態に自信がないから」が31.4%、「活動自体がよくわからないから」が28.0%、「参加方法がわからないから」が16.0%、「経済的余裕がないから」が14.3%となっています。

Q:今後、ボランティア活動をさらに発展させるために、どのようなことが必要だと思いますか。

【○はあてはまるものすべて】

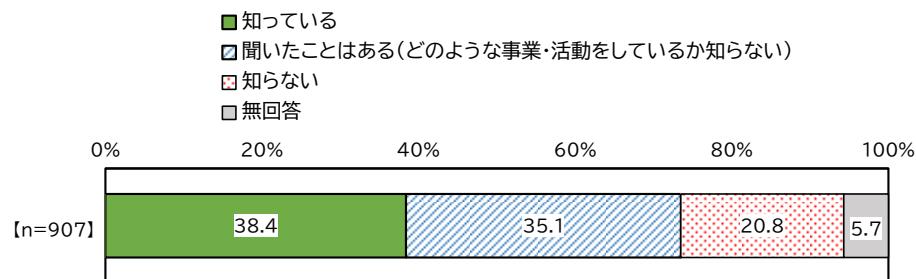


○今後ボランティア活動をさらに発展させるために必要なことを尋ねたところ、「相談窓口の充実」が29.4%で最も多く、次いで、「広報・啓発の充実」が26.1%、「専門性のある職員やアドバイザーの配置」が25.4%、「実費程度の謝礼を支払い、参加者に金銭的負担をかけない」が22.3%となっています。

○福祉ボランティアに気軽に参加できる環境づくりを推進するとともに、ボランティアを必要としている人の把握に努め、ボランティアをしたい人につなげるための仕組みの構築が必要です。

(5)茨城町社会福祉協議会について

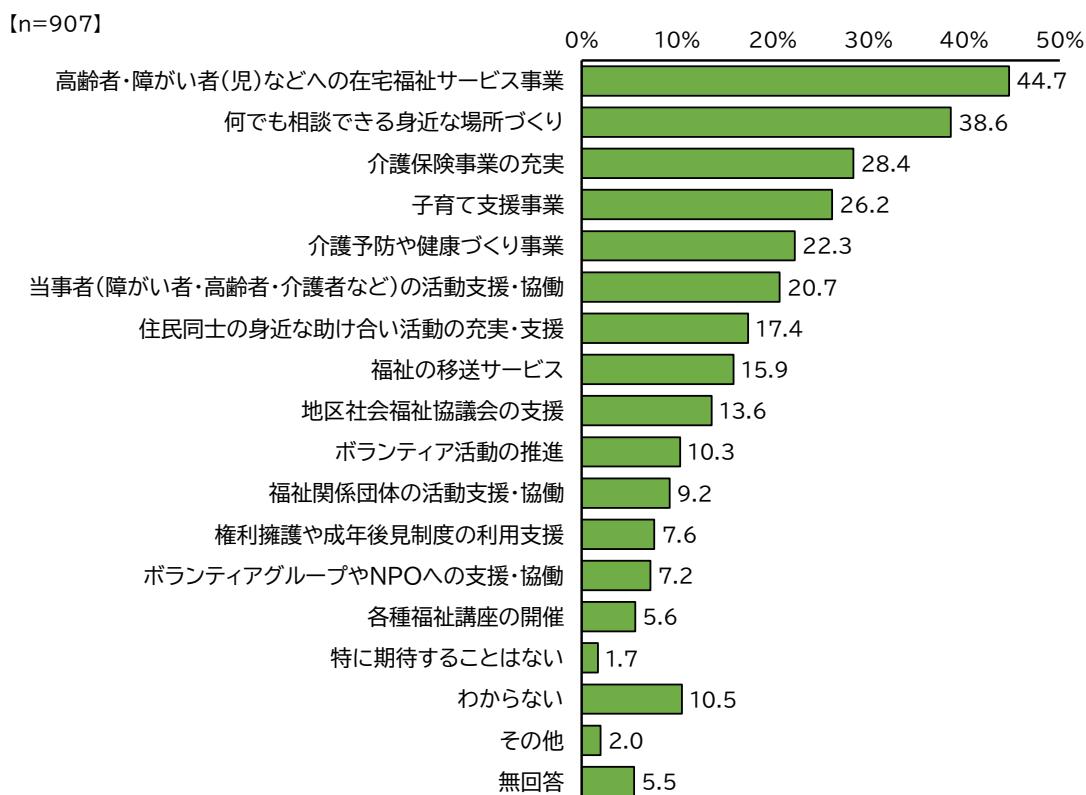
Q:あなたは、茨城町社会福祉協議会を知っていますか。【○は1つ】



○茨城町社会福祉協議会の認知度について、「知っている」が38.4%、「聞いたことはある(どのような事業・活動をしているか知らない)」が35.1%、「知らない」が20.8%となっています。

Q:あなたは社会福祉協議会の活動として、今後どのようなことを期待していますか。

【○はあてはまるものすべて】



○社会福祉協議会の活動に今後期待することを尋ねたところ、「高齢者・障がい者(児)などへの在宅福祉サービス事業」が44.7%で最も多く、次いで、「何でも相談できる身近な場所づくり」が38.6%、「介護保険事業の充実」が28.4%、「子育て支援事業」が26.2%、「介護予防や健康づくり事業」が22.3%となっています。

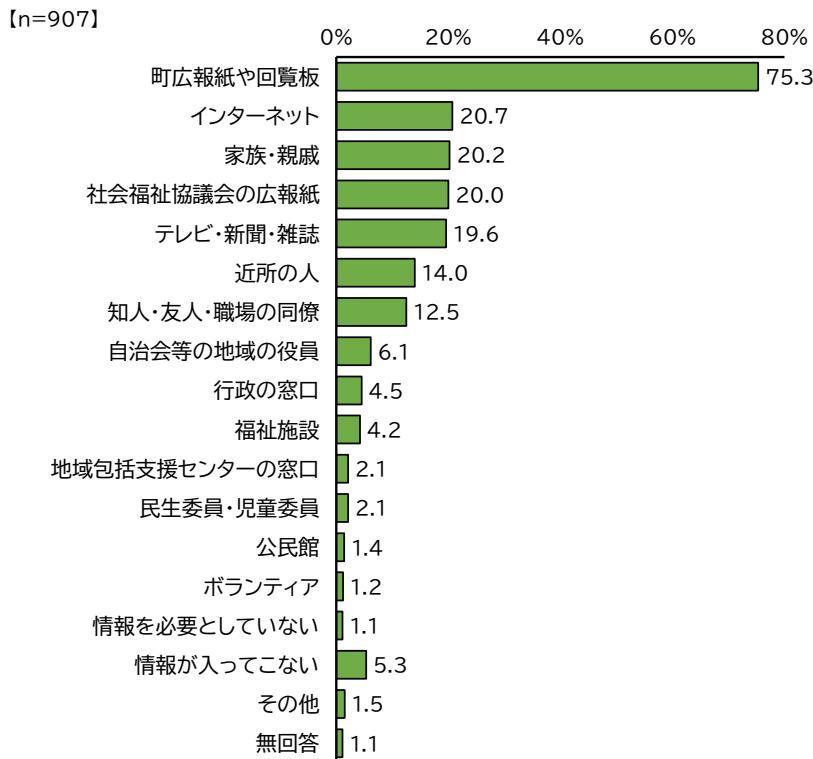
○社会福祉協議会は地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割等を担っています。

○地域団体においては、社会福祉協議会の窓口、広報紙が日ごろの活動業務において必要な情報源となっています。今後、社会福祉協議会の役割や活動内容の周知を図るとともに、住民交流の機会づくり等の促進や、関係機関との連携強化が求められます。

(6)町の地域福祉行政について

Q: あなたは、地域行事や福祉に関する情報をどこから得ていますか。

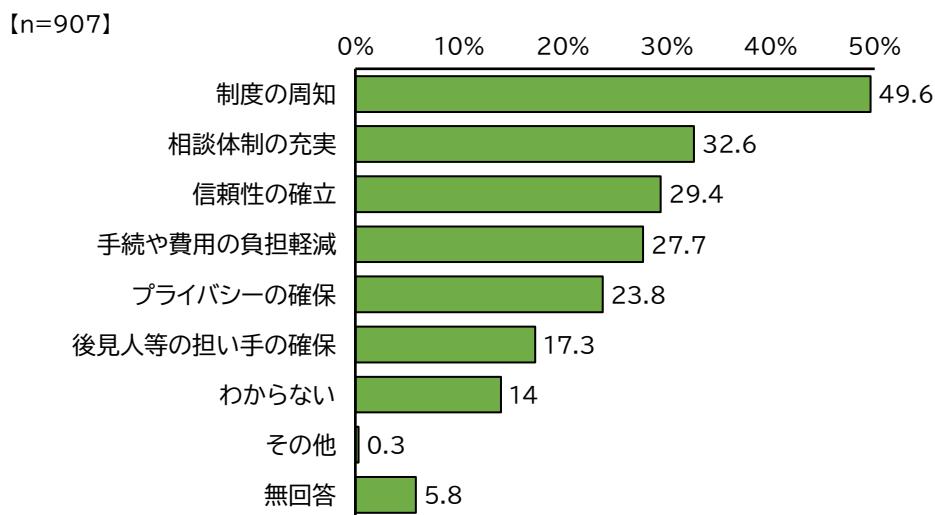
【○はあてはまるものすべて】



○地域行事や福祉に関する情報をどこから得ているかを尋ねたところ、「町広報紙や回覧板」が75.3%で最も多くなっています。次いで、「インターネット」が20.7%、「家族・親戚」が20.2%、「社会福祉協議会の広報紙」が20.0%、「テレビ・新聞・雑誌」が19.6%の順となっています。

Q: 成年後見制度を利用しやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。

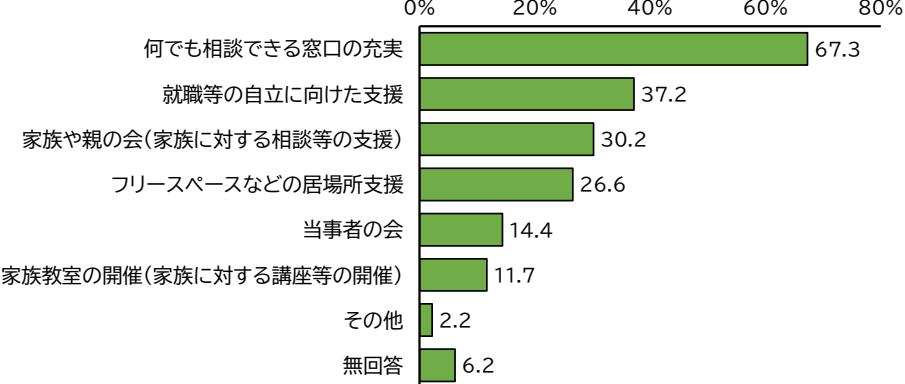
【○は3つまで】



○成年後見制度を利用しやすくするために必要なことを尋ねたところ、「制度の周知」が49.6%で最も多く、次いで、「相談体制の充実」が32.6%、「信頼性の確立」が29.4%、「手続や費用の負担軽減」が27.7%、「プライバシーの確保」が23.8%となっています。

Q:ひきこもりの方やその家族に対する支援として、どのような支援が必要だと思いますか。
【○は3つまで】

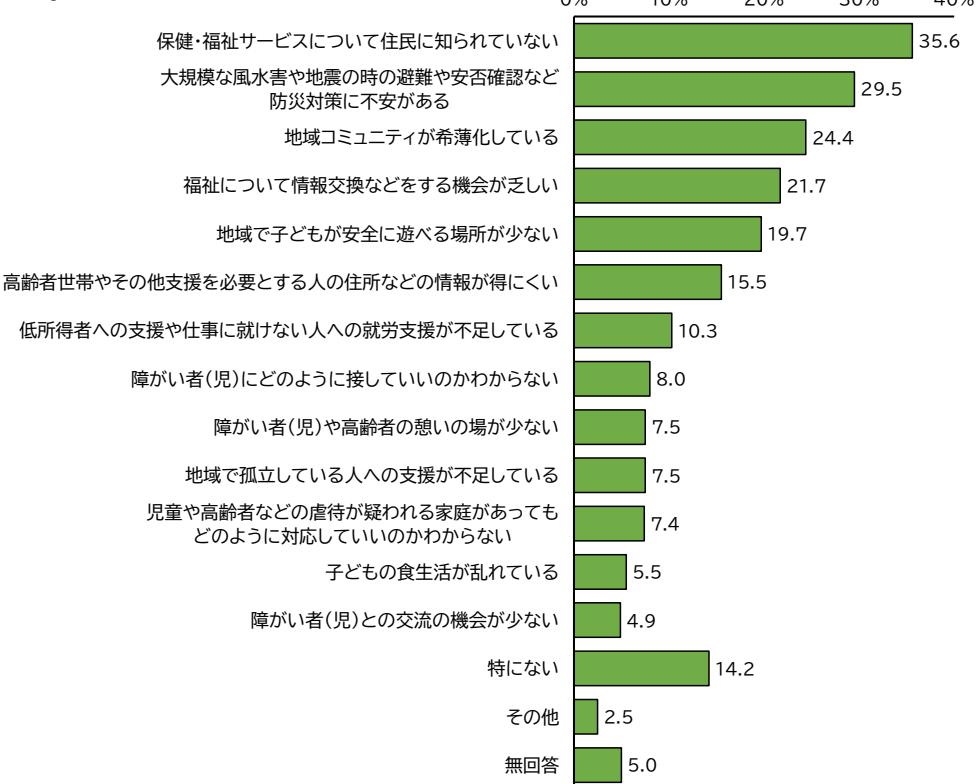
【n=907】



○ひきこもりの方に対して必要な支援を尋ねたところ、「何でも相談できる窓口の充実」が67.3%で最も多く、次いで、「就職等の自立に向けた支援」が37.2%、「家族や親の会(家族に対する相談等の支援)」が30.2%、「フリースペースなどの居場所支援」が26.6%となっています。

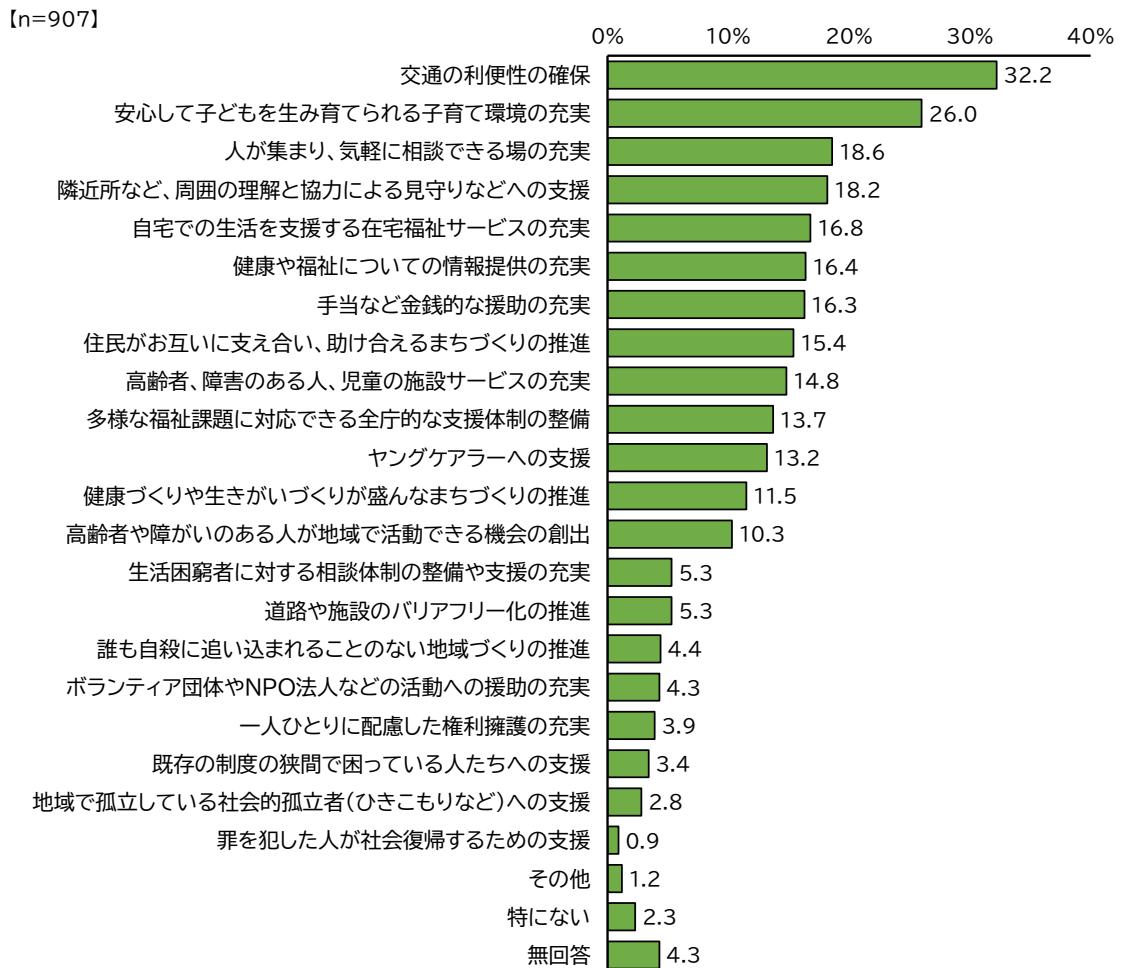
Q:地域で生活する中で、あなたが住民の福祉に関する課題と感じていることがありますか。
【○はあてはまるものすべて】

【n=907】



○地域で生活する中で、住民の福祉に関する課題と感じていることを尋ねたところ、「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」が35.6%で最も多く、次いで、「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」が29.5%、「地域コミュニティが希薄化している」が24.4%、「福祉について情報交換などをする機会が乏しい」が21.7%、「地域で子どもが安全に遊べる場所が少ない」が19.7%となっています。

Q:今後、福祉を充実させるうえで取り組むべき施策として、何を優先して取り組むべきだと思いま
すか。【優先度が高いと思うもの上位3つまで○】



○福祉を充実させるうえで優先して取り組むべき施策について尋ねたところ、「交通の利便性の確保」が32.2%で最も多く、次いで、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境の充実」が26.0%、「人が集まり、気軽に相談できる場の充実」が18.6%、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどへの支援」が18.2%となっています。

○年代別にみると、いずれの年代も上位の回答の構成はおおむね共通しています。20歳未満では「ヤングケアラーへの支援」、30歳代では「安心して子どもを生み育てられる子育て環境の充実」、60歳代では「健康や福祉についての情報提供の充実」が他の年代と比べると特に高くなっています。

▶年代別クロス集計

	合計 (人)	隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどへの支援	ボランティア団体やNPO法人などの活動への援助の充実	高齢者や障がいのある人が地域で活動できる機会の創出	人が集まり、気軽に相談できる場の充実	健康や福祉についての情報提供の充実	住民がお互いに支え合い、助け合えるまちづくりの推進	健康づくりや生きがいづくりが盛んなまちづくりの推進	自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実
20歳未満	13	23.1	7.7	7.7	7.7	0.0	7.7	15.4	7.7
20歳代	39	5.1	2.6	20.5	15.4	5.1	10.3	15.4	2.6
30歳代	60	10.0	1.7	10.0	18.3	10.0	8.3	6.7	11.7
40歳代	103	11.7	4.9	12.6	18.4	13.6	4.9	9.7	13.6
50歳代	121	19.8	5.0	9.9	9.9	20.7	11.6	5.8	22.3
60歳代	173	22.0	5.8	8.7	18.5	25.4	14.5	16.2	16.8
70歳代	234	18.4	4.7	8.1	24.4	12.8	21.8	12.0	16.7
80歳以上	163	22.7	2.5	11.7	19.0	17.2	21.5	11.7	20.9

	合計 (人)	高齢者、障害のある人、児童の施設サービスの充実	安心して子どもを生み育てられる子育て環境の充実	手当など金銭的な援助の充実	生活困窮者に対する相談体制の整備や支援の充実	地域で孤立している社会的孤立者(ひきこもりなど)への支援	一人ひとりに配慮した権利擁護の充実	誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりの推進	罪を犯した人が社会復帰するための支援
20歳未満	13	30.8	23.1	23.1	0.0	0.0	0.0	15.4	0.0
20歳代	39	12.8	43.6	38.5	2.6	2.6	0.0	7.7	2.6
30歳代	60	11.7	61.7	41.7	0.0	1.7	6.7	6.7	0.0
40歳代	103	18.4	28.2	25.2	6.8	2.9	2.9	6.8	1.9
50歳代	121	23.1	20.7	19.8	7.4	3.3	2.5	4.1	1.7
60歳代	173	12.1	32.9	16.8	6.4	2.9	5.8	1.2	0.0
70歳代	234	13.2	18.8	8.1	6.4	3.0	3.8	3.4	0.4
80歳以上	163	11.7	14.7	4.3	3.1	2.5	3.7	5.5	1.2

	合計 (人)	既存の制度の狭間で困っている人たちへの支援	ヤングケアラーへの支援	多様な福祉課題に対応できる全庁的な支援体制の整備	交通の利便性の確保	道路や施設のバリアフリー化の推進	その他	特にない	無回答
20歳未満	13	0.0	30.8	15.4	23.1	7.7	0.0	7.7	0.0
20歳代	39	5.1	17.9	2.6	30.8	7.7	0.0	7.7	0.0
30歳代	60	5.0	13.3	10.0	28.3	5.0	1.7	3.3	1.7
40歳代	103	5.8	20.4	11.7	39.8	9.7	1.9	1.0	1.0
50歳代	121	4.1	16.5	22.3	36.4	5.8	1.7	0.0	0.0
60歳代	173	3.5	11.0	17.9	28.3	4.6	0.0	1.2	0.6
70歳代	234	3.0	12.0	9.8	32.9	4.7	1.3	2.6	7.3
80歳以上	163	1.2	8.0	13.5	29.4	3.1	1.8	3.7	11.7

○課題を抱え困っている人が必要な福祉サービスを受けられるように、わかりやすい福祉サービス情報が誰でも得られるようにするとともに、様々な媒体を利用し、幅広く周知するための工夫が必要です。
○充実すべき施策として、様々な分野における福祉サービスがあがっています。困りごとを相談しやすい体制をつくり、各分野の関係機関が相互に連携することで、包括的な支援体制を構築し、誰一人取り残さない支援体制づくりを推進する必要があります。

4 第3期計画の施策の進捗状況

茨城町第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について、基本目標ごとに評価を行いました。(評価の表中の数値は、各基本目標において取り組んだ事業数を表しています。)

全体の進捗評価においては、全85事業のうち、30事業(全体の35.3%)が「目標を達成している」、42事業(全体の49.4%)が「目標をおおむね達成している」と評価しています。

	A	B	C	D	-	合計
基本目標1 未来を支える「仕組みづくり」	16	19	0	0	4	39
基本目標2 未来を担う「人づくり」	8	18	0	0	5	31
基本目標3 未来を紡ぐ「安心づくり」	6	5	2	0	2	15
合計	30	42	2	0	11	85
	35.3%	49.4%	2.4%	0.0%	12.9%	100.0%

■施策進捗評価

A: 目標を達成している B: 目標をおおむね達成している C: 目標を下回っており、努力が必要である
D: 目標を大幅に下回っており、改善を要する
-:評価不可

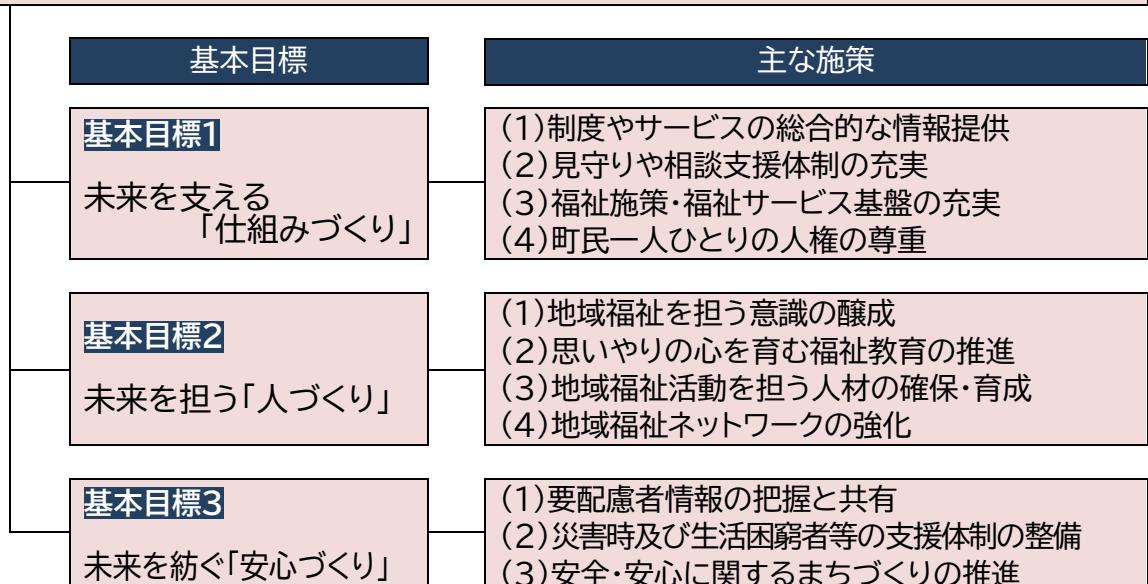
■第3期計画の体系

計画の最終目標

町民すべてがともに支え合い、安全で安心した暮らしを笑顔で育めること

基本理念

しあわせ 育む 福祉のまち いばらき



(1) 基本目標1 未来を支える「仕組みづくり」

基本目標1では、福祉サービスのきめ細かな相談支援・情報提供の充実を図るとともに、保健・医療・福祉等の関係機関・団体と地域との連携により支援を行える体制の構築や情報の提供に努め、地域での自立した生活を支援する体制をつくり、誰もが住み慣れた家庭や地域で心豊かに暮らしていける仕組みづくりを目指してきました。

全39事業のうち、16事業(全体の41.0%)が「目標を達成している」、19事業(全体の48.7%)が「目標をおおむね達成している」と評価しています。

(1)制度やサービスの総合的な情報提供では、「福祉に関する情報提供の充実」において、情報を必要とする方がいつでも情報にアクセスできるように、町ホームページの充実を図りました。今後はデジタル技術を活用した情報発信を検討し、高齢者の年代や障がいの特性に合わせた情報の提供を進めていく必要があります。

(2)見守りや相談支援体制の充実では、「ふれあい近隣助け合い活動」において、サロン活動等を通して見守り体制の構築や、緊急時に素早く助け合う活動の推進を図りました。今後は、担い手の育成、助成金の確保を進めていく必要があります。

(3)福祉施策・福祉サービス基盤の充実では、「高齢者給食サービス事業」において、食生活改善推進委員、民生委員・児童委員、ボランティアなどの団体が協力し、利用者の安否や健康状態の確認などを実施しています。給食ボランティア(調理)、カーボランティア(配達)の高齢、退会者によるボランティアの減少が問題となっており、今後は協力者の確保を進めていく必要があります。

(4)町民一人ひとりの人権の尊重では、「高齢者や障がいのある人の権利擁護の推進」において、県央地域の他市町と連携し、成年後見制度の研修等を実施し、普及・啓発に努めました。今後は、SNS等を活用した制度の周知方法の検討や、相談窓口の充実を図ることで、利用支援を拡充していく必要があります。

施策名	事業数	進捗評価				
		A	B	C	D	一
(1)制度やサービスの総合的な情報提供	6	3	3	0	0	0
(2)見守りや相談支援体制の充実	9	2	4	0	0	3
(3)福祉施策・福祉サービス基盤の充実	20	9	10	0	0	1
(4)町民一人ひとりの人権の尊重	4	2	2	0	0	0
計	39	16	19	0	0	4
		41.0%	48.7%	0.0%	0.0%	10.3%

■ 施策進捗評価

A: 目標を達成している B: 目標をおおむね達成している

D: 目標を大幅に下回っており、改善を要する

C: 目標を下回っており、努力が必要である

一:評価不可

(2)基本目標2 未来を担う「人づくり」

基本目標2では、町民一人ひとりが、地域、関係機関・団体、行政等と共に役割と責任を分担し、協力・連携をしながら、地域福祉を担う意識の醸成を図り、未来の担い手を育てていくことを目指してきました。

全31事業のうち、8事業(全体の25.8%)が「目標を達成している」、18事業(全体の58.1%)が「目標をおおむね達成している」と評価しています。

(1)地域福祉を担う意識の醸成では、「ボランティア活動等の啓発活動の推進」において、広報いばらきに住民の地域活動やボランティア活動について掲載することで、広く住民に周知・啓発に努めています。引き続き、町の広報紙やホームページ等様々な媒体を活用し、住民の地域活動やボランティア活動等への関心を高めていく必要があります。

(2)思いやりの心を育む福祉教育の推進では、「福祉教育の推進」において、認知症センター養成講座や福祉体験学習など児童・生徒が福祉を学ぶ機会を設けました。今後も児童・生徒が福祉を学ぶ機会として、認知症センター養成講座や福祉体験学習などを充実していく必要があります。

(3)地域福祉活動を担う人材の確保・育成では、「ボランティアセンター事業の強化」において、ボランティアの相談窓口として、調整や団体との連携支援を行いました。ボランティア活動者の高齢化や活動の担い手不足が問題となっています。

(4)地域福祉ネットワークの強化では、「地域医療体制の整備・充実」において、困難事例について、常時関係各課と連携し対応するとともに、事案発生時に会議を開き、早期診断・早期対応につながるよう努めています。今後は、支援を必要とする方の早期発見・早期介入と、アプローチの手法を検討していく必要があります。

施策名	事業数	進捗評価				
		A	B	C	D	—
(1) 地域福祉を担う意識の醸成	9	2	5	0	0	2
(2) 思いやりの心を育む福祉教育の推進	7	3	4	0	0	0
(3) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成	9	1	6	0	0	2
(4) 地域福祉ネットワークの強化	6	2	3	0	0	1
	計	8	18	0	0	5
		25.8%	58.1%	0.0%	0.0%	16.1%

■施策進捗評価

A:目標を達成している B:目標をおおむね達成している C:目標を下回っており、努力が必要である
D:目標を大幅に下回っており、改善を要する
—:評価不可

(3) 基本目標3 未来を紡ぐ「安心づくり」

基本目標3では、誰もが気軽に相談でき、個々の状況に応じた支援を行う体制を整えるとともに、地域での支え合いに取り組む活動に対して支援を行い、地域で互いに助け合い、連携しながら、安全・安心が確保されたまちづくり、町民の誰もが住みやすいまちづくりを目指してきました。

全15事業のうち、6事業(全体の40.0%)が「目標を達成している」、5事業(全体の33.3%)が「目標をおおむね達成している」と評価しています。

(1)要配慮者情報の把握と共有では、「避難行動要支援者の支援体制の充実」において、避難行動要支援者名簿を整備し、各地区の区長等関係者と情報共有しました。引き続き、避難行動要支援者名簿を随時更新するとともに、最新の情報を関係者で共有、個別避難計画の作成・更新を進めていく必要があります。

(2)災害時及び生活困窮者等の支援体制の整備では、「地域情報化の促進」において、登録制メールや町公式SNS(X(旧ツイッター))、LINEなど用い、情報伝達手段の多様化を進めました。今後は、情報収集力の格差が生じないよう、誰もが確実に情報を得られる方法の検討と情報伝達の周知を図っていく必要があります。

(3)安全・安心に関するまちづくりの推進では、「防犯体策の推進」において、茨城地区交番との連携により、定期的な啓発チラシを回覧し、注意喚起を行いました。地域での防犯活動に防犯連絡員が中心となって防犯活動を進めている地域もありますが、全町的な普及とまでは至っていないことや防犯連絡員が高齢化し、かつ人員も減少しているため、新たな担い手の確保を進めていく必要があります。

施策名	事業数	進捗評価				
		A	B	C	D	—
(1)要配慮者情報の把握と共有	2	0	1	0	0	1
(2)災害時及び生活困窮者等の支援体制の整備	7	3	4	0	0	0
(3)安全・安心に関するまちづくりの推進	6	3	0	2	0	1
計	15	6	5	2	0	2
		40.0%	33.3%	13.3%	0.0%	13.3%

■施策進捗評価

A:目標を達成している B:目標をおおむね達成している C:目標を下回っており、努力が必要である
D:目標を大幅に下回っており、改善を要する
—:評価不可

5 茨城町の現況からみえる課題

茨城町の現況やアンケート調査の結果等から、本町の地域福祉に関して以下のとおりの課題がありました。

(1)複雑化・複合化した課題への対応

アンケート調査によると、相談機関に求めるところでは、「どこに相談したらよいかわかりやすくする」が最も高くなっています。また、住民の福祉に関する課題と感じているところでは、「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」が最も多くなっています。

このため、町民に福祉サービスについての情報をきめ細かく丁寧に提供すること、情報を得やすく、わかりやすくしていくことが必要です。

今後、より高齢化が進むことで、地域での暮らしに不安が増大する傾向にあります。また、個人や世帯を取り巻く社会環境の変化により、80代の親と50代のひきこもりの子が同居する8050問題、介護と育児を同時にやっているダブルケア、子どもが家族の世話をするヤングケアラーなど、世帯全体への支援が求められています。このような課題を早期に把握し、支援していくための関係機関による相談支援ネットワークや福祉サービスの提供体制など包括的な支援体制の充実が必要です。

(2)地域住民みんなが参加できる環境づくり

アンケート調査によると、隣近所の困っている方に手助けできることでは、「見守りや安否確認の声かけ」が最も多く、次いで、「災害時の手助け」、「お年寄りの話し相手」、「買い物の手伝い」、「悩みごとの相談相手」となっています。

また、ボランティア活動に参加している・参加したことがあると回答した方が2割程度いる一方で、参加したことがないという回答は7割を占めています。また、その理由として、仕事や育児、家事などで忙しく時間がないからという理由以外にも、「活動自体がよくわからないから」、「参加方法がわからないから」などの意見がありました。

地域のつながりが深いものの、地域で高齢化が進み、支えられる側と支える側の高齢化が進むことや、地域の支え合い活動に取り組む気持ちはあっても取り組みにくいこと、若い世代は関わりたいと思っても仕事や子育てが忙しい、一緒にやる人がいないという状況も見受けられます。

このため、地域の福祉活動を支える幅広い世代から担い手の確保・育成や民生委員・児童委員等が活動しやすい支援やきっかけづくりなど、各種福祉活動をより効果的に展開していくための連携強化を講じることが必要です。

(3)いつまでも安心して暮らせる環境づくり

本町においては、高齢化率が上昇傾向にあり、65歳以上の高齢者単身世帯数も年々増加しています。アンケート調査によると、住民の福祉に関する課題と感じていることでは、「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」が3割近く回答しています。

このため、今後は、地域の人々が平時でも災害時でも、また、高齢になっても安心して住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域のさまざまな社会資源を活用し、連携を強化して、生活環境の改善を図っていく必要があります。

また、住民が抱える課題などが複雑化・複合化(8050世帯、介護と育児のダブルケア等)し、地域や社会から孤立し、自ら支援を求めることができない人もいます。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、様々な地域課題が浮き彫りとなり、多くの方が生活に不安を抱えることとなりました。

このような中で、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう成年後見制度の利用促進や生活困窮・子どもの貧困対策など幅広い権利擁護事業を推進し、地域及び一人ひとりのつながりづくりを強化することで誰ひとり取り残さない地域をつくる必要があります。

上記の問題点を踏まえ、次章において、本計画の基本理念、基本目標、体系図をまとめます。

さらに町の現状を踏まえ、本計画では以下の3つの課題を重点的に取り組みます。

○ ○ ○ ○ ○ 重点的取組 ○ ○ ○ ○ ○

- ◎包括的な支援体制の充実
- ◎地域福祉活動を担う人材の確保・育成
- ◎誰ひとり取り残さない取組の推進

第3章

計画の基本理念と基本目標

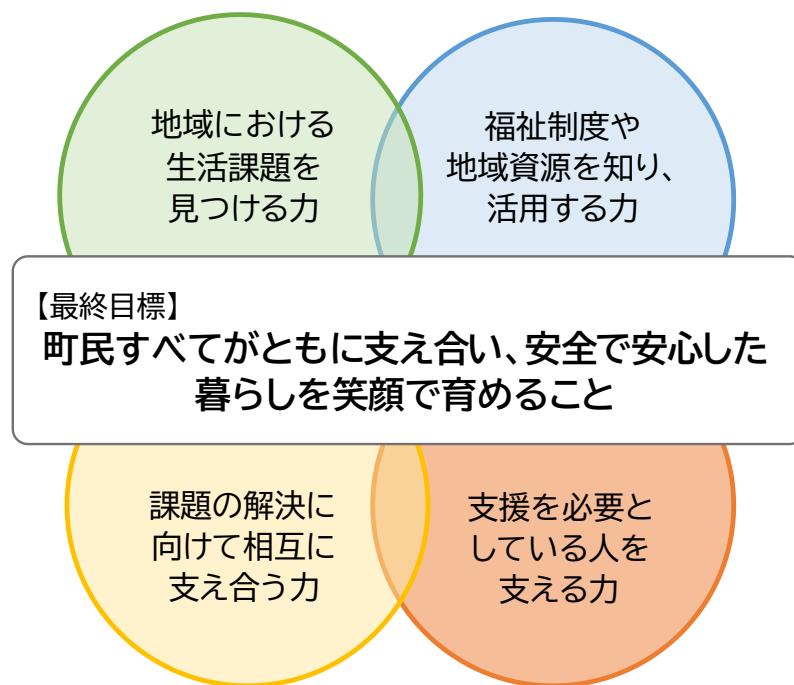
第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画が目指すまちの姿

地域福祉計画は、住民や福祉団体、福祉施設関係者、行政など、地域を構成する全ての人たちが、それぞれの役割の中で、お互いに協力し合って、共に生き、支え合う地域社会形成のための取組や仕組みづくりのための計画です。それにより、人々が地域で生活していく上で生じる課題を包括的に受け止め、様々な困りごとに対して、生きる意欲や力などを引き出しながら、福祉サービスを必要とする人を包括的に支え、それを地域づくりとして行っていくことが求められています。

このため、あらゆる町民や地域活動団体・関係機関が主体的に地域福祉活動を行える社会を実現する、つまり福祉のまちづくりを進めるために、町では以下の4つの『地域の力』を構築できるよう、支援及び連携体制の基盤をつくり、社会資源の活用等を図ります。

また、本計画の最終目標を以下のとおりとします。



本計画の推進主体は、町民や保健福祉サービス提供事業所、地域で活動を展開している民生委員・児童委員、行政区、町社会福祉協議会、企業・地域のお店、行政など、町で暮らす全ての町民です。

地域福祉計画は様々な地域の生活課題に対処するために全ての町民がお互いの役割を分担しながら、協力し、「協働」でつくる計画です。本町では、地域の特性を生かしながら福祉のまちづくりを進めていきます。

2 基本理念

町の総合計画に掲げる茨城町が目指す「三世代が共に輝く元気交流空間　夢と希望を未来へつなぐまち」を実現するために、この計画の基本理念を以下のとおりとします。

【基本理念】

しあわせ はぐくむ ふくしのまち いばらき

全ての町民の交流と連携を基盤とした共感と共助のまちづくりを目指し、住民の夢が育める魅力あるまちをつくります。

3 基本目標

本計画が目指すまちの姿や基本理念を実現するため、町民一人ひとりのふれあい・支え合い・助け合いの仕組みづくりから福祉のまちづくりまで、総合的な地域福祉施策を住民と地域、行政など、全ての町民が一体となって推進します。

基本目標1 未来を支える「仕組みづくり」



困りごとを抱える人の相談を総合的に受け止め、支援につなぐ体制の構築を目指します。

また、町民が適切な福祉サービスを受けられるように、住民のニーズに基づき、公的なサービスを推進するとともに、住民参加のサービスを充実し、誰もが、住み慣れた町で自分らしく暮らせる、まちづくりを目指します。

基本目標2 未来を担う「人づくり」



町民の地域福祉に対する理解を深め、お互いを尊重しながら暮らす福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動や地域の交流活動を活性化することにより住民同士のつながりを深め、支え合う担い手づくりを目指します。

基本目標3 未来を紡ぐ「安心づくり」



一人ひとりの人権が尊重され、判断能力が十分でない人も地域で自立して本人らしい生活を継続できるよう、権利擁護に関する制度の利用促進を進めます。また、地域の見守りや防災・防犯体制を強化し、安全で安心して暮らせる地域環境づくりを目指します。

4 施策の体系

本計画の施策の体系を図に示すと以下のようになります。

【計画の最終目標】

町民すべてがともに支え合い、安全で安心した暮らしを笑顔で育めること

基本理念	基本目標	基本施策
しあわせ はぐくむ ふくしのまち いばらき	基本目標1 未来を支える 「仕組みづくり」	(1)制度やサービスの総合的な情報提供
		(2)見守りや包括的な支援体制の充実 重点
		(3)福祉施策・福祉サービス基盤の充実
	基本目標2 未来を担う 「人づくり」	(1)地域福祉を担う意識の醸成
		(2)思いやりの心を育む福祉教育の推進
		(3)地域福祉活動を担う人材の確保・育成 重点
		(4)地域福祉ネットワークの強化
	基本目標3 未来を紡ぐ 「安心づくり」	(1)災害時の支援体制の整備
		(2)安全・安心に関するまちづくりの推進
		(3)誰ひとり取り残さない取組の推進 重点
	【個別計画】 茨城町成年後見制度 利用促進基本計画	取組方針1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 (地域の体制づくり) 取組方針2 成年後見制度の利用促進
	【個別計画】 茨城町再犯防止推進 計画	取組方針1 再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進 取組方針2 関係団体・関係機関との連携 取組方針3 犯罪をした人等の社会復帰及び生活への支援

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 未来を支える「仕組みづくり」

現状・課題

近年、少子高齢化の進行や晩婚化、出産年齢の上昇に伴う人口構造の変化や本人、世帯が有する複合的な課題、いわゆる「8050問題(80代の高齢者が50代の社会的に孤立している子どもの生活を支える問題)」、さらには「ダブルケア(1つの世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時に発生する状態)」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯が増加するなど、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。

本町では、各担当課の窓口のほか、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、保健センターなどの専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会、医療機関、介護サービス事業者などとの連携のもと、必要な方に支援やサービスを適宜提供する体制の充実に努めています。

様々な問題に対応するため、介護・障がい・子育てなどの各分野を重層的かつ包括的に支援する体制を整備するなど、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

施策の方向性

地域の課題に対して、対象者ごとになっている公的な福祉サービスを包括化し、生活上で生じる課題について「丸ごと」支える体制整備に取り組み、地域で福祉を支える基盤づくりを進めます。

町民の身近な相談相手として、各種相談窓口の充実を図るとともに、地域から孤立する人がいないように、困った時に気軽に相談できる人・場所を身近な地域につくり、相談内容によっては身近なところから専門機関に適切につないでいけるように、継続的・包括的に解決できる機能を強化します。

基本施策

1	制度やサービスの総合的な情報提供
2	見守りや包括的な支援体制の充実 重点
3	福祉施策・福祉サービス基盤の充実



○重層的支援体制整備事業のイメージ図



資料:厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

基本施策1 制度やサービスの総合的な情報提供

支援を必要としている人が、制度の内容や利用の方法、サービス提供事業者の情報等を入手しやすいように広報紙やホームページ、パンフレット、SNSなど様々な媒体を活用し、必要なときに必要な情報が入手できるような仕組みづくりに努め、福祉サービスが適切に提供できるよう取組を推進します。

①町の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
福祉に関する情報提供の充実	高齢者や障害のある人、子育て世帯、生活困窮者などに必要な情報が届くよう、広報紙やホームページ、SNSなど様々な手段で、わかりやすい情報提供を行います。	社会福祉課 長寿福祉課 こども課

②社会福祉協議会による活動の方向



- 地域住民の悩みごとや心配ごとが多様化・複雑化している中、より専門的な立場から、住民の抱えている生活課題に対して支援ができるよう情報提供を充実します。
- 地域における福祉活動の状況や社会福祉協議会の活動内容などを積極的に発信し、地域福祉活動の浸透を図るとともに、福祉情報を充実することで各事業の周知に努めます。

事業名	活動内容
福祉「いばらきまち」の発行	町民に親しまれるように分かりやすい紙面づくりを行うとともに、社会福祉に関する総合的な情報誌として年4回発行し、町社会福祉協議会が実施している事業や活動内容の情報の提供、周知を図ります。
社会福祉協議会パンフレットの発行	社会福祉協議会事業の全般に渡るパンフレットを作成し、情報提供を行うとともに、社会福祉協議会のPRに活用します。
社会福祉協議会ホームページの充実	ホームページに社会福祉協議会が実施している事業などを掲載し、町民がいつでも福祉情報を入手できるよう掲載内容の充実に努めます。

③町民や地域に期待する役割



- ・行政や地域から発行される回覧板や広報紙等に必ず目を通しましょう。
- ・福祉制度がどのようにになっているか、どのような福祉サービスがあるかなど、自分の知っている地域の情報を家族や知り合いに広めましょう。
- ・行政区の活動や社会福祉協議会、ボランティア等の地域活動の情報を収集し、積極的に地域に発信しましょう。

基本施策2 見守りや包括的な支援体制の充実 **重点**

日常的な住民同士の見守りや支え合いによる相談機能の構築を図り、お互いの安心感や連帯感を醸成するとともに、支援を必要としている人が安心して地域で暮らし続けられるように関係機関や団体等と連携した相談・支援体制を充実します。

①町の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
地域の見守り活動の推進	隣近所同士のつながりを通じて、支援が必要な人の日常的な見守りが行われるよう啓発を促進し、地域での見守り活動等の更なる意識の醸成を図ります。	社会福祉課
支え合い助け合う地域づくり	地域の声かけ・見守り活動を活性化するとともに、高齢者が気軽に集える場や生きがいづくりの場等を提供し、高齢者の孤立を予防します。また、高齢者等見守りネットワーク事業「いばらき見守りネット」を活用し、支え合い助け合う地域づくりを進めます。	長寿福祉課
総合相談体制・連携の充実	<p>個人情報の保護に留意しながら、行政や社会福祉協議会、関係機関相互の相談内容の共有により相談機能の総合化と対応の迅速化に努めます。また、相談事を丸ごと受け入れる体制づくりを検討します。</p> <p>また、民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関との連携のもとに、生活相談、児童相談、健康相談など相談支援体制の充実に努めます。</p>	社会福祉課 長寿福祉課 こども課 健康増進課 学校教育課
子育て世帯への見守り・支援の充実	働く親が安心して子どもを預けられるよう、教育・保育施設に助言、指導を行いながら協力関係を密にし、安定的な運営を図ります。また、令和8年度から「こども誰でも通園制度」を開始し、保育園等に通園していない乳幼児の保護者の心身の状況及び養育環境の把握、子育てに関する情報提供や助言等の援助を行います。	こども課

②社会福祉協議会による活動の方向



- 住民がそれぞれ抱える悩みや不安を解消するための各種相談事業の充実に努めます。
- 地域住民同士の助け合いや支え合いの仕組みづくりを行い、活動の啓発や支援に取り組みます。

事業名	活動内容
心配ごと相談事業	町民が抱える様々な悩みごとについて、問題解決のためのアドバイスを行います。明るい生活づくりのためのお手伝いに努めます。
ふれあい近隣助け合い活動	プライバシー保護を十分考慮しながら、近隣に高齢者、障がい者の方など、どのような方が住んでいるのかを把握し、サロン活動等を通して見守り体制の構築や、緊急時に素早く助け合う活動の推進を図ります。

③町民や地域に期待する役割



- ・一人で悩まず相談しましょう。
- ・悩んでいる人がいたら相談にのり、専門機関や行政等につなげましょう。
- ・地域の民生委員・児童委員や介護支援専門員等の専門職、行政などの相談窓口を知りましょう。
- ・相談窓口や民生委員・児童委員等の相談員の情報を地域に広めましょう。
- ・自分自身も誰かの相談相手になりましょう。

基本施策3 福祉施策・福祉サービス基盤の充実

高齢者や障がい者、子育て家庭など、支援や介助・介護を必要とする人が、住み慣れた地域で快適に安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を深めます。

①町の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
健康づくりの推進	「健康増進計画・食育推進計画」に基づき、各種運動教室や地域に出向いた健康教室を行い、生活習慣改善及び健康意識向上を目指した取組を実施します。また、広報やSNSなどによる情報発信や各種イベントなどで、健診の受診勧奨や普及・啓発を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。また、介護予防・フレイル対策・認知症予防の強化を図るために、各種媒体を活用して普及・啓発を行います。	健康増進課 長寿福祉課
保健サービスの充実	こころやからだの健康相談について、広報紙やホームページ、SNSなどに掲載して周知を図り、専門機関の相談窓口やサービスの案内等につなげ、不安解消に努めます。	健康増進課 社会福祉課
介護予防サービスの充実	「茨城町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、高齢になっても住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう地域包括ケアシステムの充実に努めます。また、元気な高齢者など町民の中から介護ボランティアを育成し、地域にある自主的な活動を支援します。また、総合事業の内容について、サービス事業所等と相談し、サービス内容の拡充を図ります。	長寿福祉課
子育て支援及び児童健全育成の推進	「茨城町第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、児童の育ち・児童や家庭を支える地域づくり・家庭における子育て支援を推進します。	こども課
障害者施策の推進	障がいのある人もない人も、全ての町民が安全で安心な生活ができるよう「障害者基本計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に基づき、福祉、保健、教育などの様々な分野における施策を総合的・計画的に進めます。	社会福祉課
福祉ニーズの把握・分析	町内や事業所、社会福祉協議会、関係機関等との連携を強化し、相談内容等から地域課題や福祉ニーズの収集・把握・分析を行い、自立支援協議会等において、解決策を検討します。	社会福祉課
多様なサービス提供事業者の参加促進	福祉サービスの質的向上や福祉サービス利用者の選択の幅を広げるため、事業の必要性を検討し、多様なサービス事業所の参入を促進します。	社会福祉課

施策の方向	取組内容	担当課
福祉サービスを担う人材育成と確保	多様化・深化する福祉ニーズに対応するため、福祉サービス利用者の支援に当たる有資格者やサービス事業提供事業者に対し、各種研修会などの必要な情報を提供し、専門的な人材を育成します。	社会福祉課
アウトリーチ等を通じた継続的支援	ひきこもりやセルフネグレクトなど複雑で複合的な生活課題を抱えながらも必要な支援が届いていない方に対して、地域住民や関係機関と連携し、本人に寄り添いながらつながり続ける支援を検討します。	社会福祉課 健康増進課

②社会福祉協議会による活動の方向



- 支援を必要とする人も地域において自立し、安心して暮らすことができるよう、きめ細かな福祉サービスの充実に努めます。
- 行政や地域等との連携を強化し、地域に必要なインフォーマルサービスの創出に努めます。

事業名	活動内容
高齢者等給食サービス事業	食生活改善推進委員、民生委員・児童委員、ボランティアなどの団体が協力し、毎週火曜日に配食サービスを実施し、利用者の安否確認を行います。
緊急生活支援事業	生活に困窮している町内在住者に対して、約1か月分の食料を提供して当該者の当面の生活を確保します。
生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金の受付窓口として、低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、低利子による生活資金の貸付事業を実施します。 経済的な自立だけでなく、生活意欲の助長や社会参加の促進を図ることを目的として、本事業を気軽に利用できるように推進します。
母子・父子家庭児童小学校入学祝金	母子寡婦福祉会と協力しながら、母子家庭、父子家庭の児童の小学校入学時に、祝金の配分を行います。
車いす貸出事業	車いすを必要とする町民や団体に対して貸出しを行います。
福祉機器等貸与事業	町内の団体及び施設等へ福祉機器やテント等の貸出しを行います。
居宅介護支援事業	要介護状態にある高齢者等に対し、介護支援専門員がケアプランの作成等を行い、介護サービスを利用しながら居宅において自立した日常生活が送れるよう支援します。

事業名	活動内容
通所介護事業(デイサービス事業)	高齢者や障がいのある方に対し、自宅までの送迎・健康チェック・入浴サービス・食事の提供等日常生活上の介護、及び機能訓練・レクレーション等を行い、利用者の自立支援を図ります。
地域包括支援センターの受託運営	高齢者が住み慣れた地域で過ごすことができるよう、地域包括支援センターを町から受託し、包括的及び継続的な支援を実現します。
障害福祉サービス就労継続支援B型事業	障がいのある方に対し、作業を通じ就労に必要な知識・能力の向上が図れるよう支援するとともに体験学習等を通じ、社会とのつながりが持てるよう支援します。



③町民や地域に期待する役割

- ・福祉サービスや制度について興味を持ち、内容の理解を深めましょう。
- ・利用者に分かりやすい情報提供に努めるとともに、サービスの質の向上や職員等の資質・専門性の向上に努めましょう。
- ・県や町で実施する各種研修会等へ積極的に参加し、専門性の向上に努めましょう。
- ・利用者の声の把握・集積に努め、より良いサービス提供体制を構築しましょう。

基本目標2 未来を担う「人づくり」

現状・課題

少子高齢化が進行する中、単身世帯、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などの増加、地域における住民のつながりの希薄化などにより、孤立してしまう人が生じやすい環境となっています。少子高齢化、人口減少が進む社会では、支えられる側がときには支える側になることも生じ得ます。様々な立場の人が、支える側、支えられる側の関係を超えて、見守り、見守られ、支え合う地域づくりを進めるため、地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりは、町が推進するべき重要な課題です。

本町では、町内の小中学校を対象に、関係機関やボランティア団体等との連携・協働のもと、福祉体験学習での交流を通じ、高齢者や障がい者への理解を深め、福祉のこころの醸成に取り組んでいます。

地域の中で行う福祉教育として、地域で活動する地域福祉の推進組織、福祉ボランティア団体等に対する啓発活動や広報紙等の発行など、住民の福祉に対する意識の向上を図るための取組を行っています。その一方で、地域福祉活動を行う団体の方々の高齢化などの問題もあります。

福祉分野全般において、引き続きボランティアの確保と育成が求められているほか、保育や介護等に従事する専門的な知見を有する人材の確保と育成も重要となってきており、地域活動の支援とともに、より高度な支援を可能とする担い手を育てていくことが求められています。

また、地域住民同士や当事者同士はもとより、医療・介護・福祉・保健等の連携により、誰もが住み慣れた地域で安心して過ごすことができる仕組みの構築が必要です。

そのためには、町内や地域内の様々な分野、多職種がつながり、それぞれが理解し合い、その強みを活かした支援が必要になることから、多様な関係機関団体との日頃から顔の見える関係づくりや課題共有のためのネットワークづくりを進めます。

施策の方向性

地域福祉活動は、活動を行う「人」によって支えられています。リーダーをはじめ、活動を行う人材の発掘・育成を計画的かつ継続的に行っていく必要があります。

家庭や学校、地域の関係機関と連携し、多くの福祉体験を通じて子どもの頃から福祉に対する意識を養うとともに、誰もが参加しやすい学習機会の提供や交流の機会を通じて、町民の福祉意識の向上を図ります。

また、若年層や子育て世代などを含めた幅広い層に自治会や地域のボランティア・NPO活動等の地域福祉活動への参加を働きかけるとともに、活動の様子や情報等について、より一層情報発信を行い、活動への支援と参加促進を推進します。

基本施策

1	地域福祉を担う意識の醸成
2	思いやりの心を育む福祉教育の推進
3	地域福祉活動を担う人材の確保・育成 重点
4	地域福祉ネットワークの強化



基本施策1 地域福祉を担う意識の醸成

住民同士が地域の課題について直接話し合う機会の創造や住民による地域福祉活動の活性化を促すとともに、多様化する福祉ニーズに対する支援の充実に努めます。

①町の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
社会福祉協議会の機能強化	地域福祉推進の中核的役割を担う組織としての社会福祉協議会の積極的な活動に期待し、支援の充実に努めます。	社会福祉課
ボランティア活動等の啓発活動の推進	町の広報紙やホームページ等様々な媒体を活用し、住民の地域活動やボランティア活動等への関心を高めます。	社会福祉課
社会参加の促進	<p>ボランティア活動や地域の清掃活動、グラウンドゴルフ大会への参加など、高齢者の社会参加や生きがいづくりを目的として活動できるよう、高年者クラブ(高年者クラブ連合会)の活性化を推進します。</p> <p>また、高齢者だけでなく、全世代が活躍できる場(通いの場や居場所)の創出を支援します。</p>	長寿福祉課
青少年の活動促進	青少年の健全育成等を支援する団体や高校生会との連携を図り、青少年の自主・自発的なボランティア活動等への参加を促進します。	生涯学習課

②社会福祉協議会による活動の方向



- 地域住民同士の助け合いや支え合いの意識づくりの啓発や支援に取り組みます。
- 地域の生活課題等を、住民同士の助け合いや支え合いにより解決できるよう、仕組みづくりを住民と共に考え、支援体制の構築に努めます。

事業名	活動内容
座談会の開催	地域の生活課題を住民と地区社協が福祉講座等の開催により話し合う機会をつくれるよう、努めます。
地域づくり啓発事業	地域での支え合い、助け合いを推進するため、地区社協で広報紙の発行及び福祉講座等が開催できるよう努めます。

③町民や地域に期待する役割



- ・地域の活動や行事に積極的に参加しましょう。
- ・隣近所で支援が必要な方の情報を共有しましょう。
- ・行政区活動の内容の充実や周知による参加者の増加に努めましょう。
- ・地域の助け合いや支え合いの方法等について話し合い、実践してみましょう。
- ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの関係機関や団体、行政との連携を深めましょう。

基本施策2 思いやりの心を育む福祉教育の推進

学校教育や生涯学習等を通じ、町民一人ひとりが地域福祉への理解と関心を高め、地域での相互扶助機能の強化に努めます。

①町の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
福祉意識の高揚	広報「いばらき」「障がい福祉のしおり」やポスター、パンフレットの発行、学校教育や社会教育、ボランティア活動、イベントなど、あらゆる学習・体験機会を通じて住民の福祉意識の高揚に努めます。	社会福祉課
福祉教育の推進	学校や地域での福祉教育の推進、様々な交流活動やボランティア活動の充実により、ノーマライゼーションの理念の理解を深め、福祉の心豊かな地域社会づくりを促進します。 児童・生徒が福祉を学ぶ機会として、認知症サポーター養成講座や福祉体験学習などを実施します。	学校教育課
世代間交流の推進	保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校の連携や学校行事等での高齢者との交流を通じて子どもたちの心の育成を推進します。	学校教育課 こども課
生涯学習の推進	住民の学習ニーズに対応できるよう、推進委員や各関連機関と連携し、人材確保、情報提供に努め、生涯学習を推進していきます。	生涯学習課
社会教育の推進	幼少年、青年、成人、高齢者など、生涯の各時期に応じた教室、講座、学習会の開設と学習相談活動の充実を図り、社会教育に関わる人材育成や、自主活動への支援をしていきます。	生涯学習課
学校人権教育の推進	小・中学校の教育活動を通して、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育を推進し、互いの人権を尊重しようとする児童・生徒の育成に努めます。	学校教育課

②社会福祉協議会による活動の方向



○住民の地域福祉意識の醸成を図るために、福祉教育や多世代交流活動を推進します。

事業名	活動内容
三世代交流事業の開催	幼児と高齢者のふれあいの場を設け、世代間の交流を深めます。お互いを思いやる心を育み、支え合う意識を高めるため、地区社協活動やサロン活動を継続的に支援します。また、災害に備えると共に地域住民同士、顔の見える関係性を築いていきます。
児童、生徒のやさしい心づくり(小中学校への支援)	ボランティア団体と協力しながら、自然に思いやりや、やさしさを育むため、ボランティア体験学習を実施していきます。継続的に体験学習を実施することにより、児童、生徒の地域福祉への理解と意欲を高め、福祉教育の充実を図ります。

③町民や地域に期待する役割



- ・家庭内や隣近所同士で地域福祉について話し合ってみましょう。
- ・関係機関・団体、行政等が開催する福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。
- ・学校や福祉の現場と連携し、福祉教育を充実しましょう。

基本施策3 地域福祉活動を担う人材の確保・育成 **重点**

近隣住民に対しサポートを行いたいと考えている人への支援として、活動に参加しやすくするための体制の整備や情報提供を行うとともに、町民一人ひとりが地域福祉を推進する担い手であるという意識の向上を図り、リーダーとして活躍できる人材や活動をコーディネートする人材の育成に努めます。

①町の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
地域の子育て環境の整備	教育・保育施設等の専門機能を生かし、地域における乳幼児や保護者同士が交流を行う場を開放し、子育ての相談やアドバイス、子育て情報の提供を行います。また、子育てボランティアなど、子育て支援の人材発掘・育成に努めます。	こども課
青少年団体のリーダーの育成	高校生会会員募集のため、学校等へのチラシ配布、ホームページへの掲載などで周知を図ります。 また、研修会等に参加する機会を提供することにより、スキルアップに繋げます。	生涯学習課
民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員に対し、様々な研修を実施することなどにより活動を支援するとともに、社会福祉協議会等との連携を強化し、支援体制を構築していきます。	社会福祉課
認知症サポーターの養成	認知症について、正しく理解し認知症の人やその家族を温かく見守り支援するため、地域包括支援センターが中心になって、地域の公民館や各小中学校に出向き、養成講座を行っています。今後増える認知症に対する住民理解を深め、地域全体で見守る支援体制づくりを進めます。	長寿福祉課

②社会福祉協議会による活動の方向



- 地域における生活課題や多様な福祉ニーズを把握し、地域住民、福祉関係団体、行政、社会福祉協議会による相互連携のもと、地域が必要とするボランティア活動の発掘・推進を図ります。
- ボランティアコーディネーターの人材確保と育成に努めます。

事業名	活動内容
ボランティアセンター事業の強化	幅広い分野で行われているボランティア・町民活動を活性化するために、ボランティアをしたい人、受けたい人の窓口となり、ボランティア団体との調整や連携を行います。また、担い手確保に向けた呼びかけ(広報等)の強化に努めます。
ボランティア活動基盤の整備	福祉団体育成助成金の交付、ボランティアの会の運営補助などの支援を行い、ボランティア活動基盤の整備・強化を図ります。
ボランティア講座の開催	あらゆる世代の住民がボランティア活動に参加してもらえるよう、ボランティア活動への理解を深めてもらうための講座を実施するとともに、気軽に参加できる体制づくりを進めます。

③町民や地域に期待する役割



- ・地域の活動やボランティア活動に関心を持ち、理解を深めましょう。
- ・自分の持つ知識や技術が地域活動に生かせないか考えましょう。
- ・ボランティアの養成講座や活動に積極的に参加しましょう。
- ・地域の住民誰もが参加しやすい活動を目指しましょう。
- ・行政区活動など地域の役員(リーダー)は幅広い人材登用を図りましょう。

基本施策4 地域福祉ネットワークの強化

身近な地域におけるつながりを強化するために、誰もが気軽に参加できる交流の場を充実するとともに、地域全体の広がりのある地域活動の活性化及びネットワークの強化に努めます。

①町の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
地域医療体制の整備・充実	住み慣れた地域や家庭で生活が送れるよう、医療・保健・福祉にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供するため、各種団体、協議体等とも連携し、体制構築に向けた取組を進めます。また、認知症の方やその家族を早い段階から支えられるよう認知症初期集中支援チームを設置し、支援を推進します。	健康増進課 長寿福祉課 社会福祉課
地域を支えるネットワークづくりの推進	社会福祉協議会、民生委員・児童委員など各種委員、行政区などが連携してボランティア活動、福祉活動、世代間交流などを促進し、地域ごとに住民相互の支え合いのあるまちづくりを進めるとともに、地域を支えるネットワークづくりを推進します。	秘書広聴課 社会福祉課
NPO等の活動の支援	地域住民が気軽に集まり交流できる、こども食堂などの居場所づくりを実施するNPO等の活動について、社会福祉協議会と連携し、地域住民に周知するなどの支援を行います。	社会福祉課

②社会福祉協議会による活動の方向



- 世代等に関係なく、地域住民誰もが気軽に集まり、交流できる場の提供と充実に努めます。
- 地域の多様な福祉ニーズに対応するため、行政区や各種団体、行政との連携、協力関係を強化し、課題解決に向けたネットワークづくりを推進します。

事業名	活動内容
地区社協連絡協議会の運営	地区社協連絡協議会を運営し、地区社協の情報交換や連携を強化することで、福祉活動の充実を図ります。
在宅ケアチームの推進	ひとり暮らしの高齢者や障がい者などの要配慮者に対し、保健、福祉、医療の関係者による在宅ケアチームを配置し、見守り活動等の支援に努めます。また、より良いサービスを提供できるように、会議を開催し、問題点や今後の方針、経過について話し合いを行います。
地域啓発活動	地域啓発活動のため、サロン会員等を対象に出前講座を開催し、地域の福祉啓発活動を行います。
NPO等の活動の支援	地域住民が気軽に集まり交流できる、こども食堂などの居場所づくりを実施するNPO等の活動について、支援を行います。

③町民や地域に期待する役割



- ・近所で孤立していたり、閉じこもりがちな人に声をかけ、サロン活動やサークル活動に参加しましょう。
- ・まずは隣近所のネットワークをつくりましょう。
- ・行政区活動や交流事業に積極的に参加しましょう。
- ・地域活動の拠点づくりの充実に努めましょう。
- ・地域に必要なネットワーク機能を考え、社会福祉協議会や行政に相談してみましょう。

基本目標3 未来を紡ぐ「安心づくり」

現状・課題

災害時に避難支援を必要とする高齢者・障がい者等については、避難行動要支援者の名簿を作成し、各地区の実情に応じた見守りと災害時の支援体制の確立に向けた活動に活用しています。地域における子どもの見守り活動や自主防災組織の結成など防犯・防災活動が進められていますが、安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、協力団体の拡充や町内全域への展開に向けた啓発など、共助の活動を更に広げていくことが重要です。

近年の社会構造の著しい変化などに伴い、生活困窮者が増加し、抱える生活課題は複雑化・多様化しています。また、ひきこもり、虐待、DVなどにより社会的に孤立している人についても、抱えている課題が複雑化、重複化、潜在化するなど、課題を抱える本人とその世帯への支援がより重要となっています。

施策の方向性

地域の防災活動の活性化を促進し、災害時の要支援者に対する支援体制の構築に取り組みます。また、町民を犯罪から守る活動を推進するとともに、地域住民の安全確保のため、犯罪の防止や交通事故防止等について、関係機関・団体等との連携や地域の見守り体制の強化を図り、防災・防犯の啓発に努めます。

高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめとする支援を必要とする人が、地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実や、地域、関係機関等との連携を深め、一体的な支援を推進します。

基本施策

1	災害時の支援体制の整備
2	安全・安心に関するまちづくりの推進
3	誰ひとり取り残さない取組の推進 重点



基本施策1 災害時の支援体制の整備

行政と地域、関係機関・団体協働による防災体制を充実させるとともに、町民の防災に対する意識の向上を図り、災害に強い地域づくりを進めていきます。

また、避難行動要支援者名簿の作成をはじめ、行政と地域、関係機関・団体との情報の共有を図り、要支援者の避難支援体制の構築を進め、災害から要支援者を守る体制強化を図ります。

①町の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
自主防災組織の育成・強化	地区ごとの自主防災組織の育成・強化を図り、町民一人ひとりの災害時の役割分担を明確にするとともに、地域のリーダーになる人材育成を進めます。今後も補助金制度を活用し、自主防災組織の結成及び育成、活動支援に努め、町民の防災意識の高揚と災害時における地域の連携強化により、地域ぐるみの防災体制を促進します。	総務課
健康危機管理体制の整備	関係各課・機関との連携を強化し、要支援者の把握に努めるとともに、必要に応じて「茨城町災害時保健活動マニュアル」の見直しを行い、随時更新し、発災に備えます。また、各関係機関とのネットワーク構築を図ります。	健康増進課 社会福祉課 こども課
地域情報化の促進	誰もが災害情報を得られるように、新たな情報伝達手段を検討するとともに、防災啓発イベントにおいて情報伝達方法の更なる周知に努めます。	総務課
避難行動要支援者の支援体制の充実	避難行動要支援者登録名簿及び個別避難計画を作成・随時更新し、個人情報の保護に留意しながら関係機関・団体、地区等との情報共有化を図り、「地域防災計画」に基づき、地域における防災支援体制の構築に努めます。	社会福祉課

②社会福祉協議会による活動の方向

- 災害発生時の支援体制を強化するため、迅速な災害ボランティアセンターの立ち上げに向けた、関係機関等との連携体制の構築に努めます。
- 支援を必要とする人々を支える福祉のネットワークづくりを推進します。
- 避難行動要支援者の把握を行うなど避難支援体制の構築を進め、地域住民や行政と連携した活動を図ります。

事業名	活動内容
災害時における支援体制の強化	災害発生に備え、災害時ボランティアセンター設置を想定し、行政などの関係機関等と連携をとりながら、公的サービスではない部分を補い、地域の人たちと共に、援助支援を図る体制づくりに努めます。
避難行動要支援者の安否確認体制の強化	避難行動要支援者名簿を行政、関係機関・団体と連携しながら整備し、災害時の速やかな安否確認体制の構築に努めます。

③町民や地域に期待する役割



- ・日頃から防災、防犯に対する意識を深めましょう。
- ・地域の防災・防犯活動に参加しましょう。
- ・自主防災、防犯組織の充実に努めましょう。
- ・あいさつ、声かけ、見守り活動を積極的に実施しましょう。
- ・見守り・声かけを積極的に行いましょう。
- ・常日頃から災害時を想定し、備えましょう。
- ・要支援者の情報を地域で共有し、行政や関係機関・団体との協力体制を築きましょう。

基本施策2 安全・安心に関するまちづくりの推進

防犯や消費者トラブルに関する情報提供・啓発を行い、防犯意識の向上を図るとともに、地域住民や関係機関・団体が実施する防犯活動や青少年の非行防止活動を支援し、安心して生活できる地域づくりを推進します。

また、高齢者や子どもなどの年齢・段階に応じた交通安全教育による交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者や障がいがある人の移動手段を確保するため、デマンドタクシー等の事業を推進します。

①町の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
交通安全への取組の強化	高齢者や子どもなどの交通事故を防止するため、参加・体験型の交通安全教育による交通安全意識の高揚を図ります。運転者や歩行者の正しい交通ルールの遵守と交通マナー向上のため、学校・職場・地域・行政が連携を図り、年齢・段階に応じた交通安全教育を推進します。	地域政策課
防犯体策の推進	自警団、学校支援ボランティア、こどもを守る110番の家など、地域住民が主体的に行う防犯活動の支援と同時に、防犯連絡員を各地域に任命し、地域の防犯活動の中心を担ってもらえるよう支援します。また、警察や関係団体とのネットワークを強化しながら、地域への回覧や広報紙による啓発を行い、町民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。	地域政策課
青少年の健全育成	青少年が健やかに成長できる社会環境をつくり、非行防止を推進するため、関係団体との連携による祭事パトロールや啓発などの見守り活動と併せて、学校、家庭、地域との情報共有や意見交換を通して、地域一体となった連携体制の強化を図ります。	生涯学習課
消費者意識の啓発	県消費生活支援センター等と連携を密に取り、町民に対し、様々な消費者トラブルの周知・案内等を行い、消費者に身近な相談体制の充実を図ります。	秘書広聴課
デマンドタクシー・障害者福祉タクシー・高齢者福祉タクシー助成事業の推進	高齢者や障がいのある人の移動手段を確保するために実施していますが、更なる高齢化が予想されることから、運転できない高齢者などの交通弱者に対するサービスの充実を検討します。	地域政策課 社会福祉課 社会福祉協議会

②社会福祉協議会による活動の方向

○誰もが安心して快適に生活を営み、積極的に社会参加できるよう、外出や移動手段の確保などユニバーサルデザインに基づいた活動を推進します。



③町民や地域に期待する役割

- ・通行に支障があるなどの情報提供をしましょう。
- ・障がいのある人、子ども連れの家族などがどのような場合に通行などに不便を感じるか考えてみましょう。
- ・町で困っている人がいたら、声をかけ、手を差し伸べましょう。
- ・地域の交通環境や既存の公共施設など、危険な箇所について把握し、町への情報提供や地域で可能な改善策に取り組みましょう。

基本施策3 誰ひとり取り残さない取組の推進 **重点**

成年後見制度などの権利擁護事業の普及・啓発活動を行うとともに、判断能力が十分でない人の支援を充実します。また、一人ひとりの人権が守られるよう関係機関等と連携し人権侵害の防止に努めます。

また、生活に困りごとを抱えている人に対し、個々の状況に応じた支援が行き届くよう、関係機関等と連携しながら問題の解決に努めます。

①町の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
高齢者や障がいのある人の権利擁護の推進	<p>判断能力が十分でない人が地域において自立した生活ができるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の利用支援を行います。また、成年後見制度については、制度の周知を図るとともに、法人後見人の実施検討や市民後見人の育成に努めます。</p> <p>また、SNS等を活用した制度の周知方法の検討や、相談窓口の充実を図ることで、利用支援を拡充していきます。</p>	社会福祉課 長寿福祉課
虐待防止、DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進	<p>児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DVなどの問題に対し、地域における日常的な見守り体制を強化するとともに、関係機関と連携し、虐待やDV等への適切な対応に努めます。</p>	社会福祉課 長寿福祉課 こども課
生活困窮者の自立を目指した支援の仕組みづくり、相談支援体制の充実	<p>生活困窮者の自立のため、茨城労働局をはじめとする関係機関との連携を強化し、就労を支援します。</p> <p>また、支援が必要な人について関係機関で情報共有し、継続的・重層的な支援体制の充実を図ります。</p>	社会福祉課
再犯防止の推進	<p>地域において罪を犯した人等の指導や見守りにあたる「保護司」、罪を犯した人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う「更生保護女性会」などの民間協力者が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、「社会を明るくする運動」などの再犯防止の取組について、広報紙等を通じて広く町民に周知します。</p>	社会福祉課
孤独・孤立対策の推進	<p>孤独・孤立を感じている人からの相談に応じるとともに、関係課や関係機関と連携し、居場所や利用できるサービスにつなぐなどの支援を行います。</p>	社会福祉課

②社会福祉協議会による活動の方向



- 成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、相談支援及び関係機関との連携体制の強化を図ります。
- 権利擁護サービスに対する地域住民の参画を推進するため、町民へ法人成年後見支援員を委嘱し、法人成年後見事業の理解促進及び担い手の育成を図ります。

事業名	活動内容
日常生活自立支援事業	高齢や障がいにより判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、専門職員を配置して金銭管理等の支援を行います。
生活福祉資金貸付事業【再掲】	生活福祉資金の受付窓口として、低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、低利子による生活資金の貸付事業を実施します。 経済的な自立だけでなく、生活意欲の助長や社会参加の促進を図ることを目的として、本事業を気軽に利用できるように推進します。
緊急生活支援事業【再掲】	生活困窮世帯に食糧支援をすることで少しでも生活が安定し次のステップにつながるよう速やかに支援し、また必要であれば関係機関につなげることで家計改善や生活改善を図れるよう連携をとります。

③町民や地域に期待する役割



- ・お互いの人権を尊重しましょう。
- ・権利擁護や人権について知識を深めましょう。
- ・支援が必要な人に対する見守り・声かけを積極的に行いましょう。
- ・不安を抱えている人の相談にのったり、相談窓口を紹介しましょう。
- ・権利擁護が必要な人の情報を関係機関等に提供しましょう。
- ・虐待防止など、地域の見守り活動を強化しましょう。
- ・地域で更生保護を支えるボランティアや団体の取り組みについて、知りましょう。
- ・地域で開催される「社会を明るくする運動」に参加してみましょう。

第5章

茨城町成年後見制度利用促進基本計画

第5章 茨城町成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により、日常生活で必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度です。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まるところから、成年後見制度の利用の促進を図るため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

また、国の計画として、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年度から令和8年度)が策定されました。

本町においても認知症高齢者や精神障がい者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、今後、成年後見制度の利用が増加すると見込まれることから、成年後見制度利用促進に関する取組を推進するため、本計画と「茨城町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。

【成年後見制度とは…】

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方の財産や権利を守るために制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人等」が、本人に代わり生活全般にかかる必要な意思決定を支援し、本人が不利益を受けないようにします。

成年後見制度は大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

○法定後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な状態となった人の権利を守るために、申立てにより家庭裁判所が選任した支援者がつく制度です。「後見(判断能力が全くない方)」、「保佐(判断能力が著しく不十分な方)」、「補助(判断能力が不十分な方)」という3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所が類型を決定します。家庭裁判所が必要に応じて鑑定を行うことがあります。

○任意後見制度

自分の判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ支援者を誰にするか、将来の財産管理や身の回りのことについて何を支援してもらうか、自分で決めておくことができる制度です。

2 現状と課題

本町では、高齢者人口及び人口割合は増加しており、今後も増加すると想定されます。

また、要介護(要支援)認定者数は増加しており、また知的障がい者、精神障がい者は共に増加傾向にあります。さらに、65歳以上の認知症高齢者数の増加は全国的に顕著であり、こうした状況を背景に成年後見制度の利用者の増加が見込まれ、成年後見制度利用促進に向けた基盤づくりは課題の一つとなっています。

■町長申立による法定後見制度の利用件数

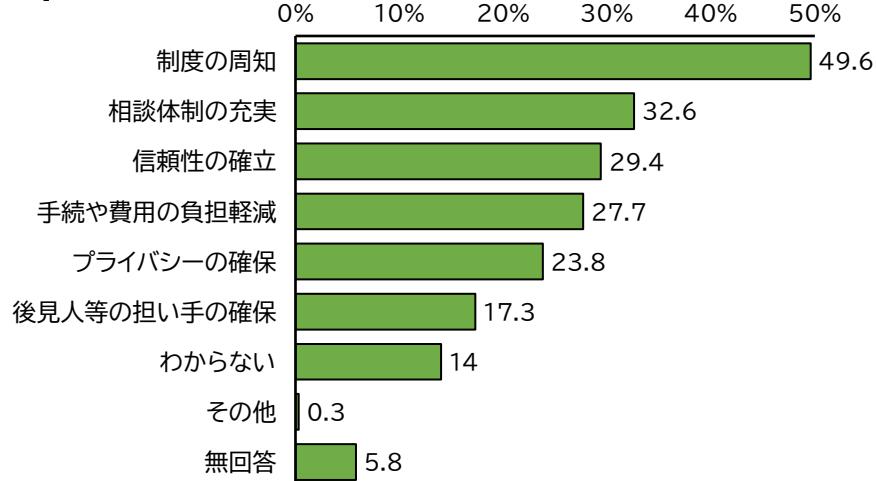
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者(件)	0	0	0	1	0
障がい者(件)	1	0	0	1	0

■町民アンケート調査結果

Q:成年後見制度を利用しやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。

【○は3つまで】

【n=907】



○成年後見制度を利用しやすくするために必要なことを尋ねたところ、「制度の周知」が49.6%で最も多く、次いで、「相談体制の充実」が32.6%、「信頼性の確立」が29.4%、「手続や費用の負担軽減」が27.7%、「プライバシーの確保」が23.8%となっています。

町長申立による制度利用者数が少ない要因として成年後見制度の周知が進んでいないことや、当事者には成年後見制度の利用に対する不安・懸念があることが考えられます。

また、アンケート調査結果からも「制度の周知」や「相談体制の充実」などの割合が高くなっています。

今後は、成年後見制度に対する啓発や情報提供等により、制度に対する正しい知識の普及を図るほか、地域連携ネットワークを通じて、利用者本位で信頼度の高い制度の構築と運営ができるよう仕組みづくりを進めていくことが課題となります。

3 基本的な考え方と取り組みの方向性

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するということに制度の趣旨があります。今後の成年後見制度の利用促進にあたっても成年後見制度の理念であるノーマライゼーションや自己決定権の尊重等を基本において考えていく必要があります。

また、これまでの成年後見制度は、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用する視点が欠けていると指摘されています。このため、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点も重要となります。

＜成年後見制度利用促進に当たっての3つの基本的な考え方＞

①ノーマライゼーション

（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）

②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）

③身の保護の重視（財産管理のみならず、身の保護も重視）

取組方針1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な方が、本人らしい生活を守るために制度として成年後見制度を利用できるよう、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身の保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

現在、いばらき県央地域連携中枢都市圏において、県央地域の9市町村が連携し、成年後見支援事業を実施しているため、地域連携ネットワークについても、いばらき県央地域連携中枢都市圏において設置することとします。

＜いばらき県央地域連携中枢都市圏構成市町村＞

水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村

(1)チーム

チームは、親族、福祉・医療・地域の関係者及び後見人等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行うネットワークです。本人の権利が守られるよう継続的に見守りを行うことで、不正防止や制度への信頼を高めることができます。

(2)協議会(権利擁護地域連携ネットワーク協議会)

県央地域において、成年後見制度支援事業に関する情報の共有を図り、課題を協議することを目的として、行政、司法、専門機関等の多様な分野から構成された地域連携ネットワーク協議会を設置します。事務局は、広域中核機関である水戸市及び水戸市社会福祉協議会が担います。

<協議会の構成員>

茨城県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、茨城県行政書士会、関東信越税理士会茨城県支部連合会、法テラス茨城、水戸市医師会、常陽銀行、茨城県警察、茨城県消費生活センター、圏域市町村、圏域市町村社会福祉協議会、水戸家庭裁判所(オブザーバー)

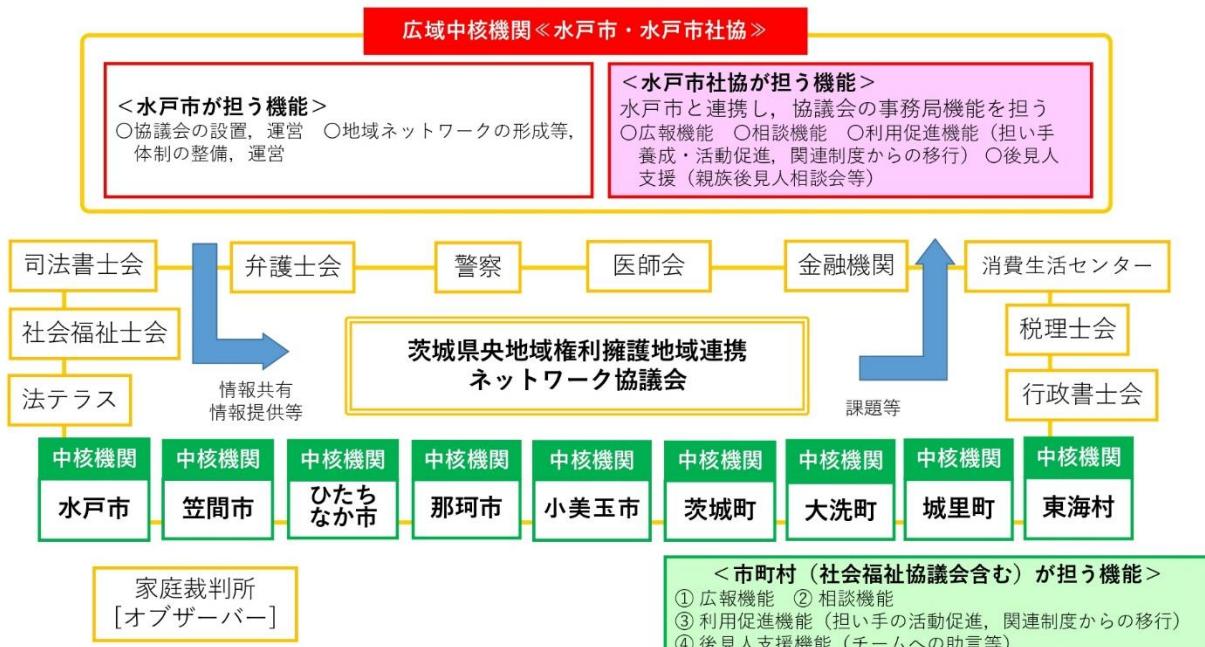
(3)中核機関

中核機関は、地域連携ネットワーク全体のコーディネート及び成年後見制度の利用促進の中心的な役割を担います。

中核機関の機能は、市町村中核機関(茨城町及び茨城町社会福祉協議会)及び広域中核機関(水戸市及び水戸市社会福祉協議会)が分担して運営します。

市町村中核機関では、①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能を、広域中核機関では、①～④に加え、協議会の設置・運営、地域ネットワークの形成・体制の整備・運営を担います。

■県央地域成年後見支援事業に係る体制図(社会福祉法人水戸市社会福祉協議会作成)



取組方針2 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用を促進していくために、町民が制度の内容を適切に理解していることが重要であることから、制度の周知、啓発の強化に取り組み、制度の利用を必要とする人に十分に情報を届けられるようにします。

また、本人や親族が安心して成年後見制度を利用できる仕組みとして、相談支援機能の強化を図るとともに、制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、町長申立てにつなげる等、早期対応支援に取り組みます。

(1)広報・啓発等による周知・理解促進

成年後見制度に関するパンフレットや町の広報紙、ホームページなどで、制度の利用を必要とする人やその家族に、十分に情報を届けられるようにします。

(2)身近な相談支援体制の整備

社会福祉協議会や地域包括支援センター、基幹相談支援センターなどと連携し、相談支援機能の強化を図ります。

(3)成年後見制度の利用に関する支援

成年後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、法令に基づき町長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

また、経済的理由から成年後見制度の利用が難しい方に対し、申し立て費用や成年後見人等の報酬の助成を行い、成年後見制度の利用を支援します。

第6章

茨城町再犯防止推進計画

第6章 茨城町再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年12月には国の「再犯防止計画」を策定し、また、令和5年3月に計画を見直し「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定し、その中で、第一次の同計画に引き続き犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等を重点課題として位置付けました。

本町としても自治体としての役割が極めて重要であり、本計画を策定・推進することで、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援を進めるものです。

○国の「第二次再犯防止推進計画」の基本的な方向性

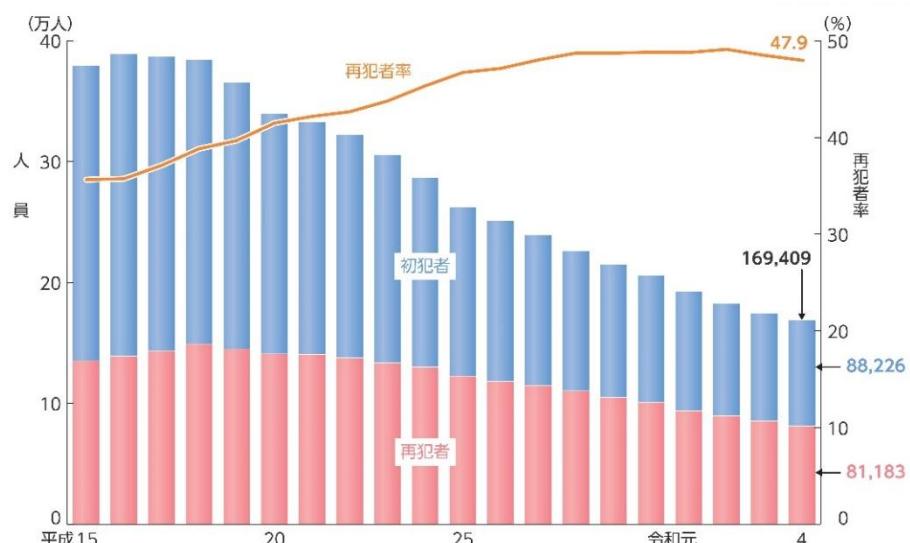
- 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

2 現状と課題

全国の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合(再犯者率)の傾向として、これまで年々増加傾向にありましたが、近年は48~49%程度で推移しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、生育環境等、様々な生きづらさを抱え、安定した仕事や住居のない人、高齢者や障害者など立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした人に対する課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関のみならず、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携し協力する必要があります。

■刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



資料:令和5年版 犯罪白書

3 基本的な考え方と取り組みの方向性

本町では、罪を犯した人が、地域で孤立することなく、地域の一員として暮らし続けることのできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の取り組みを推進します。

取組方針1 再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進

(1)広報・啓発活動の推進

- 毎年7月の再犯防止強化月間、“社会を明るくする運動”強化月間を中心に、犯罪や非行防止、更生等に関する広報・啓発活動を行います。
- 犯罪や非行の防止と、犯罪をした人の立ち直りについての理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする“社会を明るくする運動”について周知するため、街頭キャンペーンを実施するなど、啓発活動を推進します。
- 犯罪・非行のない地域社会づくりについて考えるきっかけとするため、“社会を明るくする運動”作文コンテストへの応募を各小中学校に呼びかけます。

取組方針2 関係団体・関係機関との連携

(1)関係団体との連携及び活動支援

- 茨城町保護司会、茨城町更生保護女性会等の関係団体との連携を図り、活動を支援します。

(2)関係機関との連携強化

- 水戸保護観察所、茨城県等の関係機関との連携を図ります。
- 町内に所在する矯正施設である水府学院との交流を深めるとともに、連携して事業を実施することで再犯防止を推進します。

取組方針3 犯罪をした人等の社会復帰及び生活への支援

(1)就労の支援

- ハローワーク等と連携し、就労支援を行うとともに、協力雇用主の登録を促進するため、町内の事業者に対し協力雇用主への支援制度等について周知を図ります。

(2)福祉・医療制度等の利用支援

- 県央福祉事務所と連携し、状況に応じて生活保護や生活困窮者自立支援事業等を利用できるよう支援することにより、生活の安定を図ります。
- 水戸保護観察所等の関係機関と連携し、必要に応じて適切な医療や福祉サービスを受けられるよう支援します。

第7章

計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

本計画の特徴は、「地域とともに地域の課題を考え、地域福祉を向上させていく」ということにあります。住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現させていくためには、行政の取組に加えて、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業、商店なども地域福祉の重要な担い手となります。

町及び社会福祉協議会では、ボランティア、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も定期的に協働の立場で意見交換できる機会を設けて、計画を推進していきます。

(1)住民の役割

住民は、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを認識することが大切です。そして、地域との関わりを持ち、地域の様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等への積極的な参加に努めが必要です。

(2)福祉サービス提供事業者等の役割

福祉サービス提供事業者等は、サービスの質の確保、利用者の自立支援、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。

今後、一層多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や住民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画等に努めが必要です。

(3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とする、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、社会福祉協議会は計画推進の一翼を担うとともに、住民や各種団体との調整役としても大きな役割を果たしていきます。地域住民、民生委員・児童委員等との連携のもと、地域福祉推進のための具体的な活動を展開していきます。

(4)行政の役割

町は、地域福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する役割を担っていることから、社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民ニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。また、地域福祉に係る事業・施策等を円滑に推進するため、全庁的な取組を進めます。

2 計画の進行管理

(1)施策・事業の点検と改善

計画期間中は、社会福祉課と社会福祉協議会事務局を中心に、庁内関係各課や各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の推進状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

(2)計画の評価と見直し

本計画に定める施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価、改善・見直しを行います。併せて、有識者等による会議を定期的に開催し、施策の評価、方向性見直しの必要性などを検討します。

成果指標や事業の実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

資料編

資料編

1 計画策定の経過

年月日	内容等
令和6年7月～8月	茨城町地域福祉計画策定のためのアンケート調査実施
令和6年11月25日	第1回 茨城町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1)計画策定にあたって(計画の概要) (2)第3期計画の進捗状況 (3)アンケート調査報告
令和7年1月24日	第2回 茨城町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1)茨城町第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について
令和7年2月4日～3月5日	パブリックコメントの実施
令和7年3月21日	第3回 茨城町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1)パブリックコメント実施結果報告 (2)茨城町第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について

2 茨城町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成26年3月27日

要綱第4号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、茨城町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、茨城町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、計画の策定に関し町長に意見を述べることとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該計画を策定する年度の末日までとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱の根拠となった職を離れるときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって決める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布日から施行する。

3 茨城町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	氏名	役職など
1	山西 正樹	茨城町議会議長
2	海老澤 貞雄	茨城町区長会会长
3	鬼澤 洋一	茨城町民生委員児童委員協議会副会長
4	浅野 操	茨城町高年者クラブ連合会会长
5	海老澤 信子	茨城町女性会連絡協議会会长
6	河野 昭夫	ボランティアの会会长
7	篠原 みち代	茨城町校長会会长
8	白石 聰子	茨城町こども会育成連合会会长
9	海老沢 保浩	茨城町社会福祉協議会事務局長
10	柳澤 久子	茨城町保健福祉部長

第4期 茨城町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年3月

発 行 茨城町・社会福祉法人茨城町社会福祉協議会

企画・編集 茨城町 社会福祉課 社会福祉グループ

〒311-3192

茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080

T E L 029-292-1111

社会福祉法人茨城町社会福祉協議会

〒311-3131

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1037-1

T E L 029-292-7141